

第1章 米国の通商政策による世界経済への影響

第二次トランプ政権発足から2026年1月20日で1年となる¹。第二次トランプ政権においては政権発足直後から100日も経たずに100本以上の大統領令が署名されるなど、その政策動向には世界中から高い関心が向けられたが、とりわけ世界経済に大きな衝撃を与えたのが、通商政策であった。

トランプ大統領は就任以前から、拡大傾向にある米国の貿易赤字は他国との不公正な貿易構造によって生じているとの考えの下、米国の偉大さを取り戻すためにも貿易赤字の是正は喫緊の課題であると大統領選の中でも訴えていたところであった²。そして就任以降、国別及び品目別の追加関税措置を発動する中で、2025年4月2日、全ての貿易相手国を対象とする、いわゆる「相互関税 (Reciprocal Tariff)」の発動を発表し、過去に類をみない広範かつ高税率の追加関税措置を世界に示した。米国は、世界のGDPの約4分の1を占める世界第一位の経済大国である。こうした前例のない高関税措置は米国経済のみならず世界経済全体に大きな影響を与えることは必定であり、ひいては第二次世界大戦後に米国が中心となって構築してきた自由で開かれた国際貿易体制も大きく揺るがされることになる。世界経済の動向をみていく上で、こうした通商政策の動向には高い関心をもって注視していく必要がある。

このような情勢に鑑み、昨年8月に公表した「世界経済の潮流2025年Ⅰ」では、主に米国の貿易構造について整理しながら、おおむね2025年前半までの通商政策の動向を概観した。本章では、これまでの米国の通商政策の動向を整理した上で、その政策動向が米国経済及び世界経済に及ぼす影響について分析する。

本章の構成は以下のとおりである。

第1節では、米国の通商政策の動向について、主な経緯を時系列で振り返りながら、2026年1月時点での各種関税措置の概況を整理する。

第2節では、貿易面・物価面を中心に、通商政策が米国経済に及ぼす影響を分析する。

第3節では、通商政策が米国以外の各国・地域経済に及ぼす影響について、米州（カナダ、メキシコ）、アジア及び欧州の主要地域別を対象として分析する。

第4節では、米国の通商政策が世界経済に及ぼす影響について、多地域型マクロ経済モデルを用いた試算結果も踏まえながら総括する。

¹ 本章では断りのない限り、日付は米国東部時間で示すこととする。

² 2024年7月15～18日に開催された共和党全国大会において採択された共和党の政策綱領の中で、通商政策に係る内容として以下の2点が掲げられていた。

(1) 外国製商品への基本関税 (Baseline Tariffs on Foreign-made Goods) の支持
(2) いわゆるトランプ互惠通商法 (The Trump Reciprocal Trade Act) の成立

第1節 米国の通商政策の動向

本節では、米国の通商政策について、2026年1月現在までの動向を整理する。具体的な動向を追う前に、まずは第二次トランプ政権の通商政策について、その枠組みから改めて整理する。

そもそも、トランプ大統領が今次の広範にわたる関税措置を講じた背景には、米国において多額の貿易赤字が継続していたことがあるとされる（第1-1-1図）。この構造的な要因として、2025年4月2日署名の大統領令³では、貿易相手国との二国間貿易関係における互惠性の欠如や、米国とは著しく異なる貿易相手国の関税率・非関税障壁等が指摘された。こうした状況を踏まえ、トランプ大統領は「国家緊急事態⁴」を宣言し、国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act。以下「IEEPA」という。）を根拠に相互関税を課すことが発表された。このほか、IEEPAに基づく中国等特定の国を対象とした追加関税措置や、1962年通商拡大法232条（以下「232条」という。）に基づく品目別の追加関税措置を実施するなど、広範に及ぶ措置がとられている⁵（第1-1-2表）。

こうした累次の各種措置を経て米国の通商政策は非常に複雑化することとなり、例えば2026年1月現在における主要国・地域別の関税措置の概況を整理すると第1-1-3表のように表せるものの、現在の措置に至るまでの経緯を振り返ると、トランプ大統領の発言や行動次第で政策内容が刻々と変化するなど、先行きの不透明感を多分に伴うものであった。実際、米国の通商政策による世界経済への影響を分析する上では、大きく揺れ動いていたそれまでの経緯についても振り返っておくことが肝要である。

そこで、これまでの通商政策の動向を一定程度体系的に整理する観点で、以後、本節では今般の米国の関税措置について、

- (1) 関税率の修正に至るまでの相互関税をめぐる動向
- (2) 品目別関税の概況
- (3) 主要国・地域別での関税措置の動向
- (4) その他特例措置等（追加関税の累積停止措置、関税対象外品目）

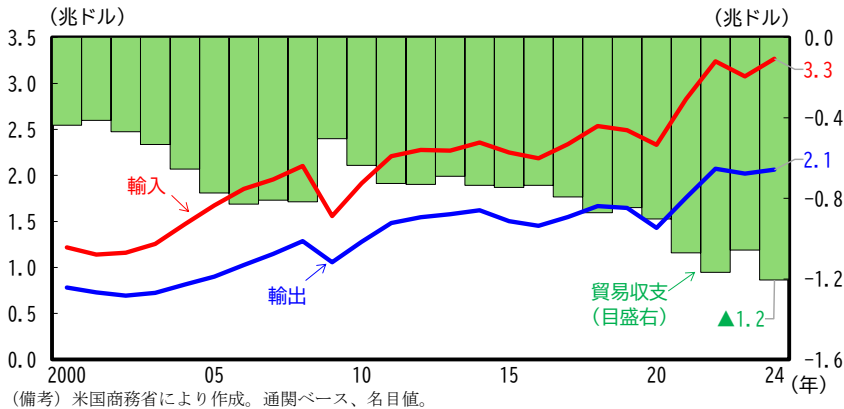
の4点に大別した上で、各措置の概況について、その主な経緯を振り返りつつ整理する。

³ 本稿において「大統領令」とは、米国大統領が発表する Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation 等を指す。

⁴ 大統領が「米国の安全保障、外交政策、または経済に対する、その全部または実質的な部分が米国外に起因する、異常かつ重大な脅威」が存在すると判断した場合、その脅威に対処するための権限を大統領に付与するもの。

⁵ このほか、実際の関税措置発動には至っていないものの、1974年通商法301条（貿易相手国の不公正な貿易慣行による影響への対処として関税引上げ等の措置を講じる権限を付与する。以下「301条」という。）に基づく調査を、ブラジル等の国からの輸入に対して実施する動きもみられた。

第1-1-1図 米国の貿易収支（暦年）



第1-1-2表 第二次トランプ政権による関税措置の根拠法

No	根拠法	概要	発動された主な関税措置
1	国際緊急経済権限法 (IEEPA)	大統領が「米国の安全保障、外交政策、または経済に対する、その全部または実質的な部分に起因する、以上かつ重大な脅威」が存在すると判断し、これに関する「 国家緊急事態 」を宣言した場合に、 大統領にその脅威に対処するための権限を付与する旨、規定されている。	・相互関税 ・特定の国への追加関税 (中国、カナダ、メキシコ、インド、ブラジル)
2	1962年通商拡大法 232条	特定製品の輸入が米国の安全保障を脅かす場合、商務長官による調査を経た上で、 大統領は関税引上げ等、輸入に規制を課す権限が付与される旨、規定されている。	・品目別関税 (鉄鋼・アルミニウム、自動車・同部品など)

(備考) 各種公表情報により作成。

第1-1-3表 主要国・地域別の追加関税率（概要）

国・地域	追加関税率	内訳		備考
		相互関税率	その他	
日本	15(*)	15	-	(*)既存の関税率が15%以上の品目には追加関税なし。15%未満の品目は計15%に。
EU	15(*)	15	-	(*)既存の関税率が15%以上の品目には追加関税なし。15%未満の品目は計15%に。
英国	10	10	-	
中国	20	10(*)	10(**)	(*)34%の相互関税率が一時的に10%に引下げ（2026年11月10日まで）。 (**)不法移民や違法薬物等を理由とする追加関税。
ベトナム	20	20	-	
台湾	15(*)	15	-	(*)2026年1月15日、相互関税率を20%から15%に引き下げることで米国と合意。 【※適用開始時期未定】
韓国	15(*)	15	-	(*)既存の関税率が15%以上の品目には追加関税なし。15%未満の品目は計15%に。
タイ	19	19	-	
インドネシア	19	19	-	
インド	18(*)	18	-	(*)2026年2月2日、相互関税率を25%から18%に引き下げることで米国と合意。 ロシア産原油の購入を理由に別途課せられていた追加関税（25%）は撤廃。
ブラジル	50	10	40(*)	(*)オンラインプラットフォームへの検閲や司法権濫用を理由とする追加関税。
メキシコ	25	-	25(*)	(*)不法移民や違法薬物等を理由とする追加関税。
カナダ	35	-	35(*)	USMCAの原産地規則を満たす製品については、原則として追加関税の対象外となる。

(備考) 1. 各種公表情報により作成。

2. 日本、EU、韓国に対する相互関税率の扱いは、いわゆる「上乗せなし (Non-stacking)」に相当。

1. 関税率の修正に至るまでの相互関税をめぐる動向

まずは、2025年4月2日に米国から発表された、全ての貿易相手国を対象とした相互関税について、各国・地域と米国間での交渉の主な経緯も振り返りつつ整理する。これまでの動向を詳細に振り返る前に大まかな経緯を整理すると、トランプ大統領の就任以後、相互関税の導入に向けた準備が進められた中で、4月当初に発動が発表されたことを受けて各国・地域が米国との通商協議を要求し、交渉の結果として7月末にはほとんどの国・地域が米国との間で交渉合意に至った末、8月7日以降、各国・地域との合意を踏まえ修正された関税率が適用されることとなった（第1-1-4表）。以下では、具体的な動向について概観する。

第1-1-4表 相互関税をめぐる主な動向

日付	概要
2025/1/20	トランプ大統領就任。 「米国第一の通商政策」と題した大統領令に署名。 →4月1日を期限に、貿易赤字の原因やそれに伴う影響及びリスクに関して調査するよう指示。
2/13	トランプ大統領、相互関税の導入に向けた調査を関係省庁に指示。
3/4	トランプ大統領、一般教書演説において、4月2日に相互関税を発表する意向を表明。
4/2	米国が相互関税措置を発表。 ①全ての国に対して10%の関税を課す。 ②日本を含む57か国・地域に対して、別途定めた追加関税率を課す。
4/9	②の措置が7月9日まで一時停止に（中国を除く）。停止期間中は一律に10%の追加関税。
7/7	トランプ大統領が、各国・地域への書簡を相次いで自身のSNSに投稿・公表し始める。 ②の措置の一時停止期限を8月1日まで延長。
7/31	米国が相互関税率の修正を発表。8月7日以降適用。

（備考）各種公表情報等により作成。

（4月2日の相互関税発表を受けて、各国が米国との通商協議に臨む）

相互関税についてはトランプ大統領の就任前からその発動が示唆されていたところ⁶、大統領就任当日の2025年1月20日に早速「米国第一の通商政策」と題した大統領令が定められ、4月1日を期限として貿易赤字の原因や貿易赤字に伴う影響及びリスクに関して調査するよう指示されたことから、相互関税発動に向けた準備が開始された。その後、2月13日には相互関税の導入に向けた調査を関係省庁に指示する大統領令が署名され、相互関税措置の策定に向けた動きは着実に進められることとなる。そして3月4日の米国議会での一般教書演説において、トランプ大統領が4月2日に相互関税を発表する意向を表明したことで現実に相互関税が発動されるとの蓋然性が高まったこともあり、各国・地域は関税措置の適用除外を求めて米政権への接触を図ったほか、関税率が引き上げられる前に現行税率の下で対米輸出を前倒しして増加させる、いわゆる駆け込み輸出

⁶ 前述のとおりトランプ大統領は大統領選の公約においていわゆる「トランプ互惠通商法」の策定を掲げていたほか、当選後も10～20%の関税を一律に課す旨の発言等がなされており、2025年1月の大統領就任以前から第二次トランプ政権による通商政策への懸念が高まっていた。

といった対応が進められた。

そして4月2日、トランプ大統領がIEEPAを根拠に相互関税の発動を発表するに至った。その主な内容としては、以下の2点となっている。

① 全ての国に対して10%の関税を課すこと。

② 日本を含む57か国・地域に対して、別途定めた追加関税率を課すこと⁷。

米国の発表を受けると、即時に75の国・地域を超える貿易相手国が通商協議のために米国への接触を図った。また、国際金融市場は、前例のない関税措置による先行き不透明感の共振等から、米国株安、債券安、ドル安が同時に起こるトリプル安の様相を呈した。こうした状況の中、同月9日、トランプ大統領は中国を除いて国・地域別に設けた上乗せ分の関税率（②の措置）を一時停止し、停止期間中は一律に10%の追加関税を課すことを決定した。その停止期間は7月9日までの3か月間とされ、各国・地域は適用税率を引き下げべく、この期限内に米国との交渉をとりまとめる必要に迫られた。

（交渉期限延長の末、7月末に主要各国・地域が米国との合意に至る）

4月以降、米国と各国との間で通商協議が続いたが、多くの主要国は米国との合意に至らないまま、当初の交渉期限とされていた7月を迎えることとなった。

こうした状況下で、トランプ大統領は7月7日以降、日本を始めとする各国・地域に向けた書簡を相次いで自身のSNSに投稿・公表した。その主な内容は、8月1日から全品目に対する一律の追加関税措置を課すことを通告すると同時に、相手国がこれまで米国に対して採ってきた関税及び非関税措置並びに貿易障壁を撤廃するのであれば、追加関税措置について調整を検討することを示したものとなっていた⁸。その上で、7日同日にトランプ大統領は、相互関税の上乗せ分（②の措置）の一時停止期限を7月9日から8月1日まで延長する旨を大統領令で定めたことから、相互関税をめぐる交渉期限が約3週間延長されることとなった。

その後、各国と米国との間で交渉が進められ、7月末には多くの主要国・地域が米国との合意（ディール）に至った。そして、7月31日にトランプ大統領が相互関税率の修正に係る大統領令に署名したことをもって、各国・地域との合意内容を踏まえ修正された国・地域別の上乗せ分の関税率が、8月7日以降適用されることとなった。この結果、多くの国・地域にとって4月当初予定されていた関税率が一定程度引き下げられることになった。なお、高関税を回避するための迂回輸出（transshipment）が行われたと判断された場合には、国・地域ごとに設定された相互関税率に代わり、40%の相互関税率が

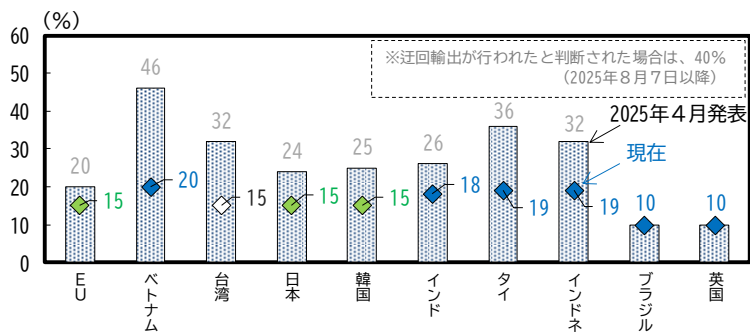
⁷ 国・地域ごとの関税率の決定に当たっては、貿易赤字の是正を目的とした上で算出されているため、おおむね米国の貿易赤字額が大きい相手国・地域ほど、高い関税率が設定されるようになっている。詳しくは、内閣府（2025）「Box.相互関税率の決定方法について」を参照されたい。

⁸ なお、書簡に記載された追加関税率が4月の発表時点よりも高く示された国・地域もあった。例えば、日本は25%（4月時点：24%）、EUは30%（4月時点：20%）と示された。

適用される条項も加えられた（第1-1-5図）。

なお、各国・地域における米国との合意内容をみると、子細は異なるものの、その主な共通点として、当初予定されていた関税率の引下げと引き換えに、相当額の対米投資、米国産品の購入、米国に対する市場開放といった内容を約束するものとなっており、その履行状況に問題が確認された場合には関税率の引上げ措置がとられることとされている（第1-1-6表）。

第1-1-5図 主要国・地域における相互関税率（2025年4月発表時点との比較）



- (備考) 1. 各種公表情報により作成。
 2. 日本、EU、韓国に対する相互関税率の扱いは、いわゆる「上乗せなし (Non-stacking)」に相当。
 3. 台湾は、2026年1月15日に相互関税率の引下げ (20%→15%) について米国との間で合意。なお、適用開始時期は未定。

第1-1-6表 米国と各国・地域間での合意内容の主な例

合意日	国・地域	相互関税率の修正 (括弧内は4月時点)	対米投資拡大	米国に対する市場開放	米国産品の購入
2025/7/22	日本	25%→15% (24%)	5,500億ドル	・所要の条件を満たした米国製乗用車への追加試験撤廃 ・ミニマム・アクセス米制度の枠内における米国産コメの調達75%増	バイオエタノール、農産品、航空機、液化天然ガス、防衛装備品など
2025/7/27	EU	30%→15% (20%)	6,000億ドル	・米国製工業製品への関税撤廃 ・米国産農水産品に対する特恵市場アクセスを提供	エネルギー製品、半導体、防衛装備品など
2025/7/30	韓国	25%→15% (//)	3,500億ドル	・米国からの輸入品に対して関税は課せられない	液化天然ガスを含むエネルギー製品
2025/11/14	スイス	39%→15% (31%)	2,000億ドル	・米国製品への輸入関税引下げ (全ての工業製品、魚介類など) ・米国からの特定の輸入品目 (肉類) に無税とする関税割当枠を付与	-
2026/1/15	台湾	20%→15% (32%)	2,500億ドル (※1)	-	-

(備考) 各種公表情報により作成。修正前の関税率は、合意時点に米国から書簡で示されていた、または実際課せられていた値。
 (※1) 台湾企業による追加投資促進に向け、別途2,500億ドルの信用保証を提供することで合意されている。

(ただし、一部の国・地域は、8月以降も引き続き米国との交渉を継続)

ただし、中国を始めとして7月末時点で合意に至らずその後も交渉が継続した国もあれば、日本のように米国との合意内容が7月31日署名の大統領令に必ずしも十分反映されていないことから交渉が続く動きもあるなど、一部の国・地域では相互関税をめぐる交渉が継続されることとなった。こうした動向については、主要国・地域別に別途詳述する。

2. 品目別関税の概況

次に、品目別関税の概況を整理する。

まず、その法的根拠となっている232条について整理する。当該規定ではある製品の輸入が米国の安全保障を損なうおそれがあると判断された場合、当該輸入を是正するための措置を講じる権限を大統領に与える旨が定められている（前掲第1-1-2表）。その具体的なプロセスについては、基本的に以下の手続きが踏まれた上で、必要が認められた場合に大統領が関税措置等を講じることを決定するものとなっている。

- (i) 大統領は商務長官に対して、対象品目の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響について調査するよう指示。
- (ii) 所要の調査を経た後、商務長官は大統領に調査結果及び提言をまとめ提出。
【調査指示から270日以内】
- (iii) 報告・提言内容を踏まえ、大統領は関税引上げ等の措置を課すかどうか決定。
【調査報告から90日以内】
- (iv) (iii) で何らかの措置の適用が決定された場合、当該措置を実施。
【措置決定から15日以内】

こうしたプロセスを踏みながら、第二次トランプ政権は広範な品目への追加関税措置を講じていくことになった。政権発足から間もない段階で鉄鋼・アルミニウムや自動車・同部品への追加関税を課すことが決定されたことから始まり、その後も累次の関税措置が決定され、2026年1月現在もなお調査中（(ii)のプロセス）の品目があるなど、適用範囲の拡大が継続している⁹（第1-1-7表）。これらの措置は原則として全ての貿易相手国に対して一律に課せられているが、それぞれの措置による影響の度合いについては米国との貿易構造の違いから国・地域ごとに異なる（第1-1-8図）。なお、現在調査中で追加関税措置の発動に至っていない品目についても、医薬品を始め、米国の輸入総額のうち相当程度のシェアを占める品目もあることから、その動向には引き続き注視が必要である。

品目別関税についても、調査段階にもかかわらずトランプ大統領が発動を示唆する内容の発言等があったほか、発動後に更に適用範囲を拡大する動きもあるなど、その経緯は大きく揺れ動くものもあった。また、今後更なる適用範囲の拡大も見込まれており、関連の動向には引き続き注視する必要がある。以後では、米国の通商政策の主な動向を把握するに当たって、各品目別関税のうち、特筆すべき動向を整理する。

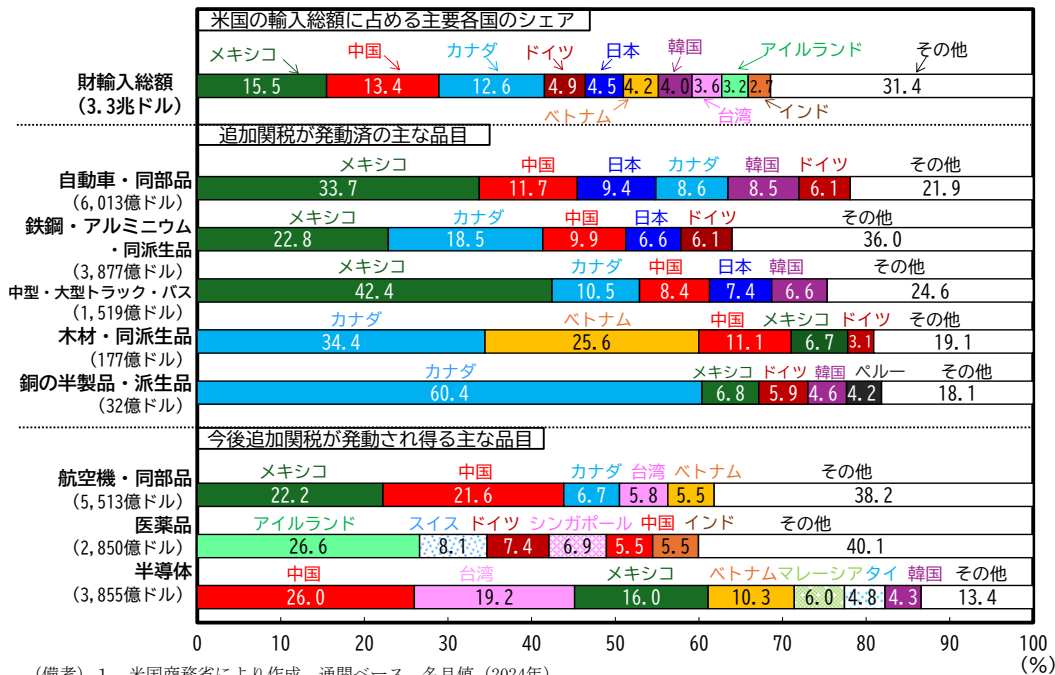
⁹ なお、前述のとおり 232 条に基づく関税措置の実施に当たっては、あらかじめ所要の調査に時間を要することから、関税措置の発動に至るまでには大統領の調査指示から起算して数か月単位の期間を要することが通例であるが、鉄鋼・アルミニウム及び自動車・同部品に係る関税については、第二次政権発足後、比較的迅速に追加関税の発動に至った。第一次トランプ政権時において既に実施していた調査結果を踏まえながら、その後の状況変化を根拠としたことにより、調査期間の短縮が図られたことが背景にある。

第1-1-7表 品目別関税の概要

	品目	追加関税率 (%)	発動日	備考
発動済	鉄鋼・アルミニウム・同派生品	50	2025/3/12	・英国は25%。
	自動車・同部品	25	完成車 2025/4/3 同部品 2025/5/3	・日本、E.U.、韓国は15%（既存の関税率含む）。 ・英国は年間10万台まで10%。 ・USMCAの原産地規則を満たす完成車は、非米国産部分のみ関税措置が適用。 ・部品関税に係る相殺制度が別途設けられている。
	銅の半製品・同派生品	50	2025/8/1	・当面の間、精錬銅は対象外。
	木材	10	2025/10/14	・日本、E.U.、韓国は15%（既存の関税率含む）。 ・英国は10%。 ・2027年1月1日に追加関税率が引き上げられる予定。
	木材派生品	25		
	中型・大型トラック・同部品	25	2025/11/1	・USMCAの原産地規則を満たすトラックは、非米国産部分のみ関税措置が適用。 ・部品関税に係る相殺制度が別途設けられている。
	バス	10		
	半導体	25	2026/1/15	・特定の仕様を満たす先端半導体が対象。 ただし、米国内での使用目的で輸入されたものについては、基本的に対象外。 ・半導体、半導体製造装置及びその派生品への広範な関税賦課について引き続き検討。
未発動	品目	調査開始時期 (2025年)	備考	
	医薬品	4月	・E.U.、韓国は上限15%（既存の関税率含む）。日本は最惠国待遇。 ・英国は追加関税なし。	
	重要鉱物	4月		
	民間航空機・同部品	5月	・日本、E.U.、韓国は追加関税なし。	
	ポリシリコン・無人航空機システム	7月		
	風力タービン・同部品	8月		
	医療用品・医療機器	9月		
	産業機械	9月		

(備考) 各種公表情報により作成。

第1-1-8図 追加関税対象品目の輸入状況 (2024年)



(備考) 1. 米国商務省により作成。通関ベース、名目値 (2024年)。
 2. 追加関税が発動済の主な品目は、官報において指定されたHTSコードに基づき集計。一部品目は重複している。
 3. 今後追加関税が発動され得る主な品目は、ホワイトハウスが公表している相互関税の適用除外リストに基づき集計。
 なお、半導体については、一部の先端半導体に限り、特定の条件を満たす場合追加関税が課せられることとなっている。

(鉄鋼・アルミニウムへの関税措置は、関税率の引上げや適用範囲の拡大が続く)

まずは、第二次トランプ政権下で発動された最初の品目別関税に当たる鉄鋼・アルミニウムへの追加関税に係る動向を整理する。

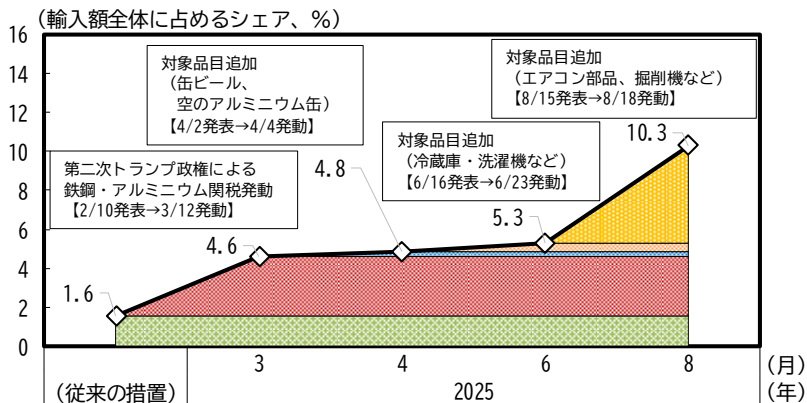
発動が決まったのは政権発足から1か月も経たない2025年2月10日、トランプ大統領が鉄鋼・アルミニウム及び同派生品の輸入に対し、25%の関税を課す大統領令に署名し、3月4日から実際に関税措置が適用されるようになった。ただし、鉄鋼・アルミニウムへの関税措置は今回新たに実施されたものではなく、既に第一次トランプ政権以降で適用されていたものを更に拡充するという位置付けとなっている。従来の措置と比較すると、今回の措置はアルミニウム製品・同派生品への関税率を引き上げた上で、対象品目を追加したほか、これまで特定の貿易相手国にとっての例外措置を全廃したことで、関税措置の拡大が図られた(第1-1-9図(1))。その後も、6月4日以降追加関税率が50%にまで引き上げられたほか、相次いで対象品目が追加されており、関税措置の拡

第1-1-9図 鉄鋼・アルミニウム関税の主な変遷

(1) 関税措置の概要

	従来の措置	→	第二次トランプ政権の措置	
			2025年3月～	同年6月～
追加関税率	鉄鋼製品・同派生品…25% アルミ製品・同派生品…10%	→	鉄鋼製品・同派生品…25% アルミ製品・同派生品…25%	鉄鋼製品・同派生品…50% アルミ製品・同派生品…50%
対象品目数	—	→	相次いで追加	
例外措置	あり (適用除外、数量割当など)	→	全廃	

(2) 関税対象品目の推移



- (備考) 1. 各種公表情報、米国商務省により作成。
 2. (1) の例外措置には、例えばオーストラリア、カナダ、メキシコへの適用除外措置が含まれており、日本についても鉄鋼については年125万トンまで追加関税が課されない関税割当制度が適用されていた。
 3. (1) の追加関税率について、英国に限り2025年6月以降も25%で維持されている。
 4. (2) は米国の輸入総額(2024年)に占める追加関税対象品目シェアの推移。

大が続いた¹⁰（第1-1-9図（2））。なお、9月17日には米国商務省が対象品目に係るパブリックコメントを募集しており、今後適用範囲が更に拡大する可能性も否定できないため、引き続きその動向には留意が必要である。

（自動車関税については、時限付きで追加関税の相殺制度も設けられる）

次に、鉄鋼・アルミニウム関税に続いて発動された自動車・同部品への関税について整理する。

自動車関税については、第一次トランプ政権においても適用が検討されており232条に基づく調査も実施済みとなっていたが、実際の発動には至らぬままとなっていた¹¹。こうした第一次政権下での経緯もあり、第二次政権下における自動車関税の発動リスクが潜在的に存在していたところ、2025年2月14日にトランプ大統領が輸入自動車への追加関税を4月2日頃に公表すると発言したことから、関税措置による自動車関連産業への影響に対する懸念が高まった。そして3月26日署名の大統領令において、4月3日以降に完成車（乗用車及び小型トラック）の輸入に対して25%、5月3日以降に自動車部品の輸入に対して25%の追加関税を発動する旨が決定された（第1-1-10表）。

当該措置は日本を始め、自動車・同部品を米国向けに多く輸出している国・地域に大きな影響を及ぼしかねず、事業者の中には仕向け先を米国から他国にシフトさせたり、米国との無関税協定（USMCA、後述）を活用したメキシコやカナダを含むグローバルなサプライチェーンの見直しを検討するなど、最適と思われてきた企業行動を変更せざるを得ない例も散見された。こうした状況の中、特に追加関税による影響を受ける日本、EU、韓国においては相互関税の引下げと併せて自動車関税の引下げを米国に要求してきたところ、交渉の進捗に差はあったものの、これらの国・地域に対する追加関税率は15%（既存の関税率を含む）にまで引き下げられ、関税による影響が一定程度緩和されることとなった（詳細な経緯については国・地域ごとに後述する。）。

なお、トランプ政権における関税措置の所期の目的としては、外国での製造と輸入への依存を迅速に減らし、米国内の生産能力を拡大し、その製造を米国に移転させることを促進することとされていた。ただし、通常、米国内へのサプライチェーンの移転及び構築には相当の期間を要することから、米国内の自動車メーカーからも関税措置に対す

¹⁰ 鉄鋼・アルミニウム関税発動の理由について、大統領令では、低価格で過剰な鉄鋼・アルミニウム製品を継続的に米国に向けて輸出することで米国の鉄鋼・アルミニウム産業の競争力を低下させる他国の行為に対抗するため、としている。

¹¹ 第一次トランプ政権時の経緯について具体的に振り返ると、自動車関税については2018年5月に232条に基づく調査が実施され、2019年2月に大統領に報告書が提出された。しかし、当時既に開始されていた日本やEUとの貿易交渉が行われている間については、交渉が適切に進んでいる限り米国は自動車関税を課さないことを事実上約束していた。こうした事情を踏まえ、報告書の受領後直ちに関税措置の発動は決定されず、その判断が180日間延期され、その後も期限内に具体的な措置が講じられなかったことから、実際の発動には至らなかった。

る反発が相次いでいた。こうした状況を踏まえ、サプライチェーン再構築のための時間的猶予を与える観点から、自動車部品への関税については、輸入された部品が米国内での自動車製造に使用された場合、当該部品に課された関税コストを相殺する制度が期限付きで併せて設けられた。したがって、自動車部品の関税措置が米国内への輸入に及ぼす下押し効果は短期的には一定程度緩和されていると考えられる。ただし、相殺措置の利用には所要の申請手続きを要することから手続き面での事務コストが一定程度生じることとなり、事業者にとって自動車部品への関税を相殺出来たとしても、関税引上げ前と比較して追加的な費用を負い得る点には留意する必要があるだろう。なお、同様の相殺制度は、10月以降に発動された中型トラック及び大型トラックの部品に対する関税措置でも設けられている。

このように、自動車・同部品関税については、米国内への生産移転を促し国内の自動車産業を振興する性格が強く表れている点が特徴的といえる。

第1-1-10表 自動車・同部品関税をめぐる主な動向

日付	概要
2025/2/14	トランプ大統領、輸入自動車への追加関税を4月2日頃に公表する旨発言。
2/18	トランプ大統領、輸入自動車への追加関税率について、25%程度を検討している旨発言。
3/26	自動車・同部品関税の発動が大統領令で決定。概要は以下のとおり。 ①完成車（乗用車・小型トラック）に25%の追加関税（4月3日発動）。 ②自動車部品に25%の追加関税（5月3日発動）。 なお、USMCAの対象となる自動車・同部品に関しては、以下の例外規定あり。 ①完成車：米国外部分のみが追加関税の対象に。 ②自動車部品：追加関税対象外（米国外部分のみに課税する手続きが定められるまでの間）。 <small>※「米国外部分」とは、その製品価値全体のうち、米国内で取得、完全に生産または実質的変更が加えられた価値を除いた部分に相当。</small>
4/29	自動車部品関税の相殺制度を設けることが大統領令で決定。概要は以下のとおり。 【内容】 輸入された部品が米国内での自動車製造に使用された場合、輸入調整相殺額を申請可能とし、当該部品に掛かった関税コストの相殺を可能に（※1）。 【相殺額及び適用期間】 ①米国で組み立てられた自動車の希望小売価格（MSRP）の合計額の3.75%（※2）。 …対象：2025年4月3日～2026年4月30日までの期間に組み立てられたもの。 ②米国で組み立てられた “ ” の合計額の2.50%。 …対象：2026年5月1日～2027年4月30日までの期間に組み立てられたもの。 <small>（※1）ノックダウン生産（部品一式を輸入し現地で完成車として組み立てられる製造方式）の場合は対象外。 （※2）製造された完成車の希望小売価格のうち15%が輸入した部品分の費用に相当することを前提とした値。</small>
9/16	日本への追加関税率が15%（既存の関税率を含む）にまで引下げ。
9/25	EUへの追加関税率が15%（既存の関税率を含む）にまで引下げ。8月1日にまで遡って適用。
10/17	自動車部品関税の相殺制度について、適用期間の延長が大統領令で決定。 【相殺額及び適用期間】 ①米国で組み立てられた自動車の希望小売価格（MSRP）の合計額の3.75%。 …対象：2025年4月5日～2030年4月30日までの期間に組み立てられたもの。
12/4	韓国への追加関税率が15%（既存の関税率を含む）にまで引下げ。11月1日にまで遡って適用。

（備考）各種公表情報等により作成。

(銅の関税措置については、対象範囲が不明瞭で、各国は発動まで不確実性に直面)

次に、銅関連の品目別関税について発動に至るまでの経緯を振り返る(第1-1-11表)。銅への関税措置については、トランプ大統領が就任から間もない段階で既に鉄鋼・アルミニウム関税に並んで発動を示唆していたところ、2025年2月25日署名の大統領令で232条に基づく調査が指示され、具体的な準備が開始された。この時点では追加関税の発動時期や税率については明らかにされておらず、また調査対象品目としては原材料の銅鉱石に限らず銅線等の派生品まで含まれており、影響範囲が広範に及ぶ懸念もあるなど、先行きの不確実性を多分に伴うものとなっていた。

このように不透明な状況が数か月にわたって続く中、7月9日、トランプ大統領が自身のSNSで、銅の輸入に対して8月1日以降50%の追加関税を課す意向を表明し、関連産業への影響に対する懸念が高まった。その後、7月30日に関税措置が正式に決定され、銅の半製品及び同派生品に対して50%の追加関税が課されるに至った。なお、銅鉱石や精錬銅といった銅の原材料については結果的に関税措置の対象外となったが、貿易相手国にとってこうした詳細な措置の内容が判明するまでの間は、その発動時期に加えて関税措置の対象範囲についても不明瞭な状況下に置かれることとなり、8月以降の関税発動までの間も、米国の通商政策が関連産業に広く影響を及ぼすこととなった¹²。

第1-1-11表 銅関税をめぐる主な動向

日付	概要
2025/2/25	トランプ大統領、大統領令で232条に基づく調査を指示。
7/9	トランプ大統領、自身のSNSで銅の輸入に対して8月1日以降50%の追加関税を課す意向を表明。
7/30	トランプ大統領、銅への関税措置に関する大統領令に署名。 ・銅の半製品及び同派生品に対して50%の追加関税(8月1日以降)。 (※精錬銅など銅の原材料については、追加関税の対象外に。)

(備考) 各種公表情報等により作成。

(政権発足当初から発動が示唆されてきた半導体・医薬品関税)

半導体及び医薬品への関税は、第二次トランプ政権発足当初から発動が示唆されており、各国・地域の事業者への相当な影響が懸念されながら、いずれもいまだ本格的な発動には至っていない。他方で、これまでの間、トランプ大統領から関税措置の発動を示唆する発言が度々あったほか、米国と各国・地域のメーカーとの間で今後発動される関

¹² なお、精錬銅については追加関税の対象外となったものの、7月30日署名の大統領令では、商務長官に対して、2026年6月30日までに最新の米国内の銅市場や精錬能力、また米国内の精錬銅の市場状況を大統領に報告することも併せて指示された。この報告内容を踏まえ、大統領は精錬銅の輸入に対して2027年1月1日以降15%、2028年1月1日以降30%の関税を課すか否か決定されることとされており、今後関税措置の適用範囲が拡大する可能性がある点には留意を要する。

税措置をめぐって協議が行われるなど具体的な動きも確認されているところであり、その動向には引き続き留意を要するといえる。したがって、ここからは、両関税措置をめぐるこれまでの主な動きについて確認する。

(i) 半導体関税をめぐる動き

半導体関税をめぐっては、その発動時期や税率等について示唆するようなトランプ大統領の発言が散見されるなど、当該措置に対する不確実性は高まる一方であったといえる（第1-1-12表）。その発言内容等を踏まえると、現時点で示唆される措置の特徴としては、以下の2点が挙げられる。

①高税率（100%以上の可能性を示唆）。

②米国内に生産拠点を設けている、または建設予定の事業者に対する関税は免除。

ここから分かるとおり、半導体関税については非常に高い追加関税率を課すことを通じて、米国内への関連分野の投資及び生産移転を誘発することが狙われた制度設計になることがうかがわれる。実際、既に複数の大手関連企業が今後相当額の対米投資を実施することでトランプ大統領と合意しているなど、米国内製造業の振興に向けた動きが進んでいる。

なお、主要国・地域別にみると、日本、EU、韓国等については、米国との通商協議の結果、半導体関税が課された場合の追加関税率について上限が設けられるといった内容の合意がなされている。具体的には、EUは関税率の上限が15%（既存の関税率を含む）とされることで合意が交わされており、日本及び韓国についても、他国に劣後する形で扱われないことが合意されていることから、EUと同様に、関税率は最大15%にとどまることが想定される。

また、直近の動向として、2026年1月14日署名の大統領令をもって、翌日15日以降に輸入された特定の仕様を満たす先端半導体に対して、25%の追加関税が課されることが決定された。ただし、輸入される半導体が米国内で用いられる場合は基本的に追加関税の対象外となるよう定められており、当該措置の影響は限定的と考えられる¹³。実際、同大統領令では、今後諸外国との交渉を実施・継続した上で、半導体、半導体製造装置及びその派生品に対する広範な関税賦課について検討することを示唆しており、今後とも関連の動向に注視する必要がある。

このように半導体関税をめぐっては、所定の条件を満たした場合の免除規定が設けら

¹³ 2026年1月14日署名の大統領令で定められた半導体関税の主な対象としては、米国外で生産された後に一度米国内で所要の検査を受けるために輸入され、その後中国向けに輸出される特定の半導体が念頭にあると考えられる。同月13日、米国商務省は、トランプ大統領が表明していた半導体の対中輸出規制を緩和する方針（2025年12月8日発表）に基づき、関連規則の改定案を公表していた。その改定後の規則において、特定の半導体の対中輸出を許可する条件の一つとして、米国内で独立した第三者機関による検査を受け製品の性能及び安全性が検証済であることが定められていた。

れる見込みのほか、一部の主要国・地域では米国との協議の結果100%以上の高税率が課される事態をあらかじめ回避する動向も確認されており、今後広範に及ぶ関税措置が発動された場合でも、その影響は一定程度緩和されることが期待される。

第1-1-12表 半導体関税をめぐる主な動向

日付	概要
2025/2/18	トランプ大統領、半導体に 25%前後 の追加関税を課す可能性を示唆。 今後1年のうちに税率が大幅に上げられる可能性にも言及。
4/16	米国商務省、232条に基づく調査を開始した旨、官報で発表。
8/6	トランプ大統領、半導体に 約100% の関税を課す旨を表明。 米国内に生産拠点を設けている企業は関税措置の対象外にするとも言及。 (米国内での製造を計画段階の企業も含む。)
8/15	トランプ大統領、来週あるいは再来週に半導体関税を課す旨言及。 場合によっては、追加関税率が 200%、300% になる可能性を示唆。
8/21	米EU、通商協議の合意に関する共同声明を発表。 ・今後半導体への品目別関税が発動された場合において、 EU産の半導体への追加関税率は 15% (既存の関税率含む) を上限とする。
9/4	日米、通商協議の合意に関する共同声明を発表。 ・仮に半導体への分野別関税が課される場合も、日本は 他国に劣後する形で扱われない。
11/14	米韓、通商協議の合意に関する共同ファクトシートを発表。 ・半導体（製造装置を含む）への関税について、 韓国は 自国以上の輸出規模の国よりも不利な条件が付与されない。
2026/1/14	トランプ大統領、半導体関税に係る大統領令に署名。 ・特定の仕様を満たす先端半導体の輸入について、1月15日以降、25%の追加関税。 <ul style="list-style-type: none"> ※以下の要件のいずれかに該当する場合は、追加関税の対象外。 <ul style="list-style-type: none"> ・輸入される半導体が、米国内において、次のいずれかの用途で用いられる場合。 <ul style="list-style-type: none"> …データセンターでの使用、修理・交換、研究開発、スタートアップ企業による使用、非データセンター向け民生用途、公共部門での使用。 ・商務長官が、米国内のサプライチェーン強化または米国内での半導体等の製造能力強化に寄与すると判断した場合。 ※追加関税の対象となった半導体については、他の品目別関税、相互関税及びカナダ、メキシコに対する追加関税措置は適用されない。

(備考) 各種公表情報等により作成。

(ii) 医薬品関税をめぐる動き

医薬品の輸入に対する関税についても同様に、これまでトランプ大統領がその発動時期や税率等について度々言及しており、追加関税の発動が示唆されてきた（第1-1-13表）。これまでの発言内容等を踏まえ現時点で想定される関税措置の特徴としては、前述の半導体関税と類似しており、100%以上の高関税が示唆されながら、米国内での生産を進める企業に対しては追加関税を免除する意向も示されてきた。

医薬品関税をめぐる背景には、米国における薬価が国際的にみて割高に設定されてい

ることを政権が問題視していることがある¹⁴。実際、2025年5月には医薬品価格の引下げを目的に、30日以内に製薬メーカーに対して「最恵国待遇価格目標」を通知するよう大統領令で関係省庁に指示を出し、事業者に対して他の先進国での販売価格と同程度の価格設定にするよう働きかけた。加えて、当該措置をもってしても最恵国待遇価格の実現に著しい進展がみられなかった場合の対応策についても記載があり、関税引上げ等を講じる可能性を示唆したものと考えられる。

こうして事業者への価格引下げ圧力がかけられる中、7月31日、トランプ大統領は各国の大手製薬メーカー17社に対して書簡を送付し、9月25日までの間に薬価を引き下げるよう迫った。この際、要求に応じなかった場合には価格引下げに向けて断固たる措置を講じていくことを表明しており、既に医薬品に対する100%以上の関税率を予定しているとの発言も確認されていたところ、関連産業への影響に対する懸念が高まっていた。そして9月末になると、トランプ大統領は10月以降の関税措置の発動を表明したものの、実際の発動は見送られたまま2026年1月に至っている。

他方で、書簡が送付された製薬メーカーとの協議には進展がみられており、計17社のうち14社が米国との合意に至っている（第1-1-14表）。合意内容について、その子細は異なるものの、一定期間関税措置が免除される代わりに、米国向けの製品価格の引下げや投資を約束するものとなっている。なお、こうして価格が引き下げられた医薬品については、政府直営のオンライン販売サイト（TrumpRx）を通じて米国民に直接提供されることが予定されている。

また、国・地域別の動向についても、半導体関税と同様に、関税措置の緩和に向けた進展が確認されている。既に日本、EU、韓国については、将来医薬品関税が発動された場合の最恵国待遇措置について合意がなされており、半導体と同様、追加関税率の上限が15%（既存の関税率を含む）になることが見込まれ、併せてジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む）については追加関税の対象外となることで合意が交わされた。このほか、12月1日には英国製の医薬品に対する追加関税をゼロにする旨の発表がなされた。見返りとして英国側は自国内での新薬価格を引き上げ、英国内で活動する米国の製薬会社が収益を得やすくすることで合意がなされている。

このように、医薬品関税をめぐる米国と各メーカー及び主要国・地域との間で協議が進む中、所期目標の薬価引下げに向けた動きが進展していることも踏まえると、今後の医薬品関税の発動による輸入への直接的な下押し効果は限定的になる可能性がある。

¹⁴ 2025年5月12日署名の大統領令では、薬価高の背景について次のように指摘している。

「米国は世界人口の5%未満を占めるにすぎないにもかかわらず、世界の製薬業界における利益の約4分の3を支えている。この著しい不均衡は、製薬企業が海外市場に進出するために自社製品を大幅に値引きし、米国では非常に高い価格にすることでその値引き分を補填するという意図的な仕組みによってもたされている。」

第1-1-13表 医薬品関税をめぐる主な動向

日付	概要
2025/1/27	トランプ大統領、医薬品に対して、近い将来関税を課す計画がある旨発言。
2/18	トランプ大統領、医薬品に 25%前後 の追加関税を課す可能性を示唆。 今後 1年のうちに税率が大幅に上げられる可能性 にも言及。
4/15	トランプ大統領、薬価下げを目的とした大統領令に署名。
4/16	米国商務省、232条に基づく調査を開始した旨、官報で発表。
5/5	トランプ大統領、医薬品の国内生産を促進する内容の大統領令に署名。
5/12	トランプ大統領、「最恵国待遇の処方薬価格を米国の患者に提供する」と題する大統領令を発表。 ・米国内の医薬品価格を他の先進国の水準に合わせるため、30日以内に製薬メーカーに対して「最恵国待遇価格目標」を通知することを関係省庁に指示。 ・上記措置を行っても最恵国待遇価格の実現に著しい進展がみられない場合には、世界的な価格差別を助長している可能性のある医薬品または前駆物質の輸出に関する全ての必要な措置を検討するといった措置を構ずる。
7/8	トランプ大統領、将来の医薬品関税について言及。 ・医薬品を国内に持ち込まなければならないなら、 200% といった非常に高い関税を課す。 ・（製薬メーカーが）適切に行動するための一定の期間を与える。 ・1年～1年半程度の猶予を与え、その後に関税を課す。
7/31	トランプ大統領、大手製薬メーカー17社に書簡を送付。 ・米国で販売する薬価を9月25日までに引き下げることを要求。 ・約束が守られなかった場合、「あらゆる手段を講じる」と自身のSNSに投稿。
8/21	米EU、通商協議の合意に関する共同声明を発表。 ・今後医薬品への品目別関税が発動された場合において、EU産の医薬品への追加関税率は 15%（既存の関税率含む）を上限とする 。 ・ ジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む）は相互関税対象外に 。
9/4	日米、通商協議の合意に関する共同声明を発表。 ・仮に医薬品への分野別関税が課される場合も、日本は 他国に劣する形で扱われない 。 ・ ジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む）は相互関税対象外に 。
9/25	トランプ大統領、10月1日から医薬品に対し 100% の関税を課す旨、自身のSNSに投稿。 なお、米国内に工場を建設中・着工済みの場合は免除することも併せて言及。
11/14	米韓、通商協議の合意に関する共同説明資料（ジョイント・ファクトシート）を発表。 ・韓国産の医薬品への追加関税率は 15%（既存の関税率含む）を上限とする 。 ・ ジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む）は相互関税対象外に 。
12/1	米英、医薬品価格設定に関する合意に達したと発表。 ・英国産の医薬品には 少なくとも今後3年間、0% の優遇関税率が適用。

（備考）各種公表情報等により作成。

第1-1-14表 書簡が送付された製薬メーカー（17社）の米国との合意状況

本社地	企業	合意発表日	関税猶予期間	対米投資
米国	ファイザー	2025/9/30	3年間	700億ドル
英国	アストラゼネカ	2025/10/10	3年間	500億ドル
ドイツ	FMDセローノ	2025/10/16	(記載なし)	(記載なし)
米国	イーライリリー	2025/11/6	3年間	270億ドル以上
デンマーク	ノボノルディスク		3年間	100億ドル
スイス	ノバルティス	2025/12/19	3年間	計1,500億ドル以上
フランス	サノフィ		3年間	
英国	GSK		3年間	
ドイツ	ベーリンガーインゲルハイム		3年間	
米国	プリストル・マイヤーズ・スクイブ		3年間	
米国	ギリアド・サイエンシズ		3年間	
米国	メルク		3年間	
米国	アムジェン		3年間	
米国	ジェネンテック		3年間	
米国	ジョンソン・エンド・ジョンソン			
米国	アッヴィ			
米国	リジェネロン			

（備考）ホワイトハウスにより作成。米国側が発表するファクトシートの内容に基づき整理している。

記載内容のほか、複数の企業が特定製品の価格引下げについて米国との間で合意を交わしている。

3. 主要国・地域別での関税措置の動向

ここまでは、原則として各国・地域一律の措置となっている品目別関税や、税率等は異なるもののおおむね同様の経緯をたどってきた2025年8月当初までの相互関税をめぐる動向について整理した。他方で、米国の通商政策はこれらに限らず、特定の国・地域ごとに向けた関税措置等も実施されてきた。

以後では、特筆すべき主要国・地域別の関税措置をめぐる動向について整理した上で、その影響については次節以降で論じる。

(i) 中国への関税措置をめぐる動向

主要国・地域別の関税措置の動向として、まず特筆すべきは、第二次トランプ政権発足以前から関税措置の発動が示唆されていた中国をめぐる動向である。これまでの動向を振り返ると、両国間では関税措置をめぐる、一時は互いに100%以上の追加関税を課す「貿易戦争」ともいえるような事態にまで悪化する場面もありながら、結果的に2026年1月時点においては、中国に対する関税率は他の主要先進国と同程度のものとなるまでに状況は沈静化した（第1-1-15表）。この間の関税措置をめぐる動向は大きく揺れ動いており多分に不確実性を伴うものであったことから、通商政策による財貿易等へ

第1-1-15表 関税措置をめぐる米中間の主な動向

月	日	米国側	中国側	月	日
2	1	中国からの全輸入品にフェンタニル関税10%を課す旨、大統領令で決定。 【2月4日発動】	米国からの特定の輸入品目への追加関税措置を発表。 ・石炭、天然ガス：15% ・原油、農業機械、大型自動車等：10% 【2月10日発動】	2	4
3	3	中国側が違法薬物の危機を緩和するための措置を十分講じていないことを踏まえ、フェンタニル関税を20%にまで引き上げることが、大統領令で決定。 【即日発動】	米国からの特定の輸入品目への追加関税措置を発表。 ・鶏肉、小麦、トウモロコシ、綿花：15% ・ソルガム、大豆、豚肉、牛肉、水産品、果物、野菜、乳製品：10% 【3月10日発動】	3	4
4	2	相互関税を発表。 →中国への相互関税率は34%に設定《計54%》。	・米国からの全輸入品に34%の追加関税を課す旨発表。 ・レアアースの輸出管理措置を発表の上、即日発動。 (一部のレアアースを輸出する際、許可申請が必要に。)	4	4
	8	中国への相互関税率を84%に引上げ《計104%》。	米国への追加関税率を84%に引上げ。	9	
	9	中国への相互関税率を125%に引上げ《計145%》。	米国への追加関税率を125%に引上げ。	11	
5	12	米中共同声明 発表 (今後、協議継続のための枠組みを設置)		5	12
		中国への相互関税率を34%に引下げ。 うち24%は90日間発動を一時停止《計30%》。 【5月14日発動】	米国への追加関税率を34%に引下げ。 うち24%は90日間発動を一時停止。 【5月14日発動】		
6	10	米中間僚級協議 (5月の合意内容を履行する実施枠組みについて原則合意)		6	10
7	29	米中間僚級協議 (追加関税の一時停止措置を、互いに90日間延長することで一致)		7	29
8	11	相互関税率のうち24%の一時停止措置を90日間再延長。	追加関税率のうち24%の一時停止措置を90日間再延長。	8	12
10	10	トランプ大統領、11月以降、中国への追加関税率を100%に乗せする意向を自身のSNSで表明。	レアアースの輸出管理措置を強化する旨発表。	9	
	30	米中首脳会談 (関税引下げ等について合意)		10	30
11	4	・相互関税率のうち24%の一時停止措置を1年間再延長。 ・中国へのフェンタニル関税を10%引下げ《計20%》。 【11月10日発動】	・追加関税率のうち24%の一時停止措置を1年間再延長。 ・3月4日に発動した米国への追加関税措置を停止。 【11月10日発動】	11	5

(備考) 1. 各種公表情報等により作成。2025年の主な動向。
2. 複数日にわたって実施された両国間の協議については、その最終日の日付を記載している。
3. 米国側の記載のうち、《 》内は中国への実質的な追加関税率（フェンタニル関税と相互関税の和）を表す。

の短期的な影響を把握するに当たって、その動向を振り返っておくことが重要である。以下では、現在の措置に至るまでの経緯について振り返ることとしたい。

（大統領選時から示唆されていた中国への関税措置は、政権発足後間もなく実施へ）

中国への関税措置については、第一次トランプ政権時から講じられており、その後のバイデン政権にも引き継がれているものであったが、第二次トランプ政権ではこれを更に拡張させた。今回の追加関税措置については、トランプ大統領が2024年の大統領選時点で既に掲げていたものであり、当時から政権発足後には既存の関税率に上乘せする形で相当程度の追加関税が中国に対して課されることが見込まれていた¹⁵。

そして政権発足後間もなくして、トランプ大統領は中国から流入するフェンタニル等の違法薬物がもたらす脅威をIEEPAに規定される「国家緊急事態」と認定し、その認定に基づき、2025年2月及び3月と立て続けに、違法薬物以外を含む中国からの全ての輸入品に対する関税を10%ずつ（計20%）追加するに至った（以下ではこれらの措置による追加関税及び後述するカナダ、メキシコへの追加関税措置を総称して「フェンタニル関税」という。）。その上で4月2日に発表した相互関税措置の一環として、中国からの輸入品に対して別途34%の追加関税を課することが決定され、短期間で併せて54%もの高関税が広範な品目に課されることとなった。

これに対して中国側も対抗し、都度米国への報復措置を講じた。2月及び3月の追加関税措置に対しては、米国からの輸入品のうち特定の品目群に対して10~15%の追加関税を発動した上で、4月2日発表の相互関税措置に対しては、即座に米国からの全ての輸入品に対して同等の追加関税（34%）を課することが決定され、併せてレアアース関連品目の輸出管理措置を即時実施した。

こうした中国側の報復措置を受けて、米国側もまた追加関税を引き上げ、それに呼応する形で中国も更に追加関税を引き上げるといった「貿易戦争」ともいえる状況が4月上旬の数日間で繰り広げられた結果、同月11日以降、米中間では互いに100%を超える追加関税措置を課し合うこととなり、両国間の貿易は著しく下押しされる事態となった。

こうした報復のエスカレーションは、5月中旬に米中間で関税率を相互に引き下げる旨の合意に至ったことで、緩和することになった。それまで100%を超えていた両国間の追加関税率は、5月14日以降、米国側計30%（フェンタニル関税計20%及び当初賦課予定としていた相互関税率34%のうち10%。）、中国側10%（2月及び3月に導入した特定の品目群に対する追加関税は別途維持。）にまで引き下げられた。ただし、米国側は当初賦課予定としていた相互関税率34%を撤回するまでには至らず、対する中国側も

¹⁵ 具体的には、トランプ大統領は大統領選挙期間中、中国に対する60%の追加関税を示唆していたほか、当選が決まった後の2024年11月25日には、中国に対して10%の追加関税を課す予定である旨表明していた。

4月当初に設定した追加関税率34%は維持したまま、双方がうち24%分について8月12日まで適用を一時停止する扱いとした上で、両国間での通商協議継続のための枠組みが設置されることとなった。

(交渉期限の再延長を経て、10月末に首脳間での合意に至り、事態は更に沈静化)

8月の期限に向けて米中間での通商協議は継続され、6月にも閣僚級協議が行われ5月の合意内容を履行する実施枠組みについて原則合意されるといった動きもあったが、依然として一定の合意には至ることができないままであった。そこで、更なる交渉継続を図るべく、7月末に実施された米中間の閣僚級協議において、8月12日を適用期限としていた関税引上げの一時停止措置について、更に90日間延長することで合意が交わされ、その後8月11～12日にかけて両国がそれぞれ当該延長措置を正式決定したことで、交渉期限が11月10日まで再延長された。

その後も交渉は継続したが、決着はつかないまま10月に入り交渉期限が再度迫る中、事態は再度緊迫する展開を迎える。契機は10月9日、中国側がレアアースの輸出管理措置を強化することを発表し、それを受けたトランプ大統領は翌日、11月以降中国への追加関税を100%上乗せする意向を示したことで、米中間の緊張が高まった¹⁶。

ただ、その後の両国間の協議を経て事態は沈静化し、10月30日の米中首脳会談において通商協議は一定の合意に至り、関税引下げや報復措置の停止等が実施されることになった(第1-1-16表)。その後両国による合意内容の履行が進展したことで、11月10日以降、中国に対する追加関税率は30%から20%にまで引き下げられたが、依然として両国間の通商問題は完全に解消されたわけではなく、今後の動向次第では再び関係悪化に陥る可能性も懸念されるところ、引き続きその動向には注意が必要である。

¹⁶ このほか、両国間の措置として、米国側は301条に基づき、10月14日以降に入港する中国船に対して入港料の徴収を開始していたところ、これに対する報復措置として、中国側も同日以降米国船舶に対する入港料の徴収を開始する旨を10月10日に発表した。

第1-1-16表 米中首脳会談における主な合意内容（2025年10月30日）

項目	米国側	中国側
関税	<ul style="list-style-type: none"> 中国への相互関税率（34%）のうち24%の一時停止措置を1年間再延長。 フェンタニル関税を引下げ（20%→10%）。 	<ul style="list-style-type: none"> 米国への追加関税率（34%）のうち24%の一時停止措置を1年間再延長。 2025年3月に発動した米国への追加関税措置を停止。 米国へのフェンタニルの流入阻止のため、違法薬物製造に使用される特定指定化学物質の北米向け出荷を停止し、その他の特定化学物質の全世界向け輸出の管理を厳格化。
輸出管理	<ul style="list-style-type: none"> 9月に公布した輸出管理規則の適用拡大措置を11月10日以降1年間停止。 	<ul style="list-style-type: none"> 10月に発表したレアアースに関する輸出管理について一連の措置を1年間停止。
入港手数料	<ul style="list-style-type: none"> 中国船の入港に対する手数料徴収（※）を11月10日以降1年間停止。 <p>（※）301案に基づく調査結果を踏まえ、2025年10月14日以降実施していた措置。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 米国の入港手数料徴収に対する報復措置を撤廃。
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> 米国産大豆の購入。 3月以降、米国に対して実施してきた全ての報復的非関税措置を停止または撤廃。

（備考）1. 各種公表情報により作成。

2. 輸出管理に関しては、本章3節「Box.レアアース、半導体をめぐる輸出管理措置の動向について」も参照されたい。

（ii）カナダ、メキシコへの関税措置をめぐる動向

米国と隣接する2か国であり主要な貿易相手国に当たるカナダ、メキシコに対しては、第二次トランプ政権発足から間もなく関税措置が発動されたが、その後のカナダ、メキシコ側からの報復措置の表明も踏まえて追加関税を緩和する例外規定が設けられた中で、相互関税や品目別関税の発動も重なって各種の措置が交錯し、その全体像は複雑なものとなった（第1-1-17表）。以後、これまでの経緯について詳述する。

第1-1-17表 関税措置をめぐる米国とカナダ、メキシコ間の主な動向

月	日	米国側	カナダ、メキシコ側	月	日
1	1	カナダ、メキシコへのフェンタニル関税の発動を発表。 ・全輸入品に 25% （カナダからのエネルギー資源は10%）。 【2月4日発動】	米国の関税措置の発表を受け、 両国は 報復措置 をとる旨、それぞれ発表。	1	1
2	2	トランプ大統領、両国首脳と電話会談		2	2
3	3	カナダ、メキシコへの追加関税措置の 発動を1か月延期 する旨発表。 【3月4日まで一時停止】	両国は 報復措置の実施を見送り 、不法移民や違法薬物の流入対策について米国に協力する意向を表明。	3	3
4	4	カナダ、メキシコに対して 25%の追加関税を発動 。	《カナダ》 報復措置 を発表。 ・第1弾（総額300億カナダドル相当の輸入品が対象） ・第2弾（総額1,250億カナダドル相当の輸入品が対象） 《カナダ》 報復措置のうち第1弾を発動 。 《メキシコ》 報復措置 を3月9日に発表する旨言及。	4	4
3	6	カナダ、メキシコに対する追加関税について、 USMCAに係る 例外規定 を設ける旨、大統領令で決定。 ・USMCAの原産地規則を満たした製品は、 追加関税の適用除外 。 ・塩化カリウムへの追加関税率は10%。 【3月7日適用】	米国の関税猶予措置を受け、 《カナダ》 報復措置のうち第2弾の発動延期 。 【4月2日まで】 《メキシコ》 報復措置の発表を見送り 。	3	6
12	12	鉄鋼・アルミニウム関税発動（ 25% ）。	《カナダ》米国から輸入する鉄鋼・アルミニウム製品等に対する 追加の報復措置 を発表。 【3月13日発動】	12	12
4	2	相互関税を発表。 →カナダ、メキシコに対する相互関税（12%）は、 フェンタニル関税が有効な限り適用されず。	—	4	—
3	3	自動車関税発動（ 25% ） ※USMCAの原産地規則を満たす場合、 追加関税の対象は米国外部分のみに限定。	《カナダ》米国から輸入されるUSMCA対象外の 自動車などに対する 追加の報復措置 を発表。 【4月9日発動】	3	3
7	10	カナダに対する追加関税率を 【8月1日から】 35% に引き上げる旨、表明。	—	7	—
12	メキシコに対する追加関税率を 【8月1日から】 30% に引き上げる旨、表明。				
31	・違法薬物対策を十分に行っていないこと、 米国に対して 報復関税を発動 したことを理由に、 カナダに対する 追加関税率を引上げ （25%→35%）。 【8月1日発動】 ・トランプ大統領、シェインバウム大統領との電話会談を踏まえ、 メキシコへの 追加関税の引上げを90日間延期 する旨表明。				
8	—	《カナダ》 一部の報復関税の撤廃 を発表。 【9月1日適用】	8	22	
10	—	《メキシコ》シェインバウム大統領は、トランプ大統領 と電話会談を行い、追加関税の引上げ措置について数週 間後に再び話し合うことで合意した旨、発表。	10	25	

（備考） 1. 各種公表情報等により作成。2025年の主な動向。
2. カナダの報復措置については、後掲第1-1-18表も併せて参照されたい。

（違法薬物や不法移民への対応の一環として、政権発足後間もなく追加関税発動へ）

カナダ、メキシコへの追加関税については、トランプ大統領が就任前の2024年11月末時点で既に、両国から不法移民やフェンタニルを始めとする違法薬物が米国内に流入していることが問題として、25%の関税を課すよう就任初日に大統領令で指示する旨言及があった。そして就任後間もなく、2025年2月1日に当該措置を実施する旨がIEEPAに基づき決定され、同月4日には発効予定となった¹⁷。

これに対して即座にカナダ、メキシコは米国に対して報復措置を課すことを表明した。その後、トランプ大統領は両国首脳との電話会談を経て、追加関税発動前日の2月3日、

¹⁷ 例外規定として、カナダから輸入されるエネルギー資源への追加関税は10%と設定された。カナダの対米輸出のうち原油等の鉱物性燃料が占める割合は4分の1を超えており、米国内への影響を考慮した結果、関税措置が相対的に緩和されたと考えられる。

両国への追加関税の適用を3月4日まで1か月延期することを決定した。米国側の決定を受けて、両国は報復措置の発動を見送ったほか、不法移民や違法薬物の流入への対策について米国に協力する意向を示した。

こうして一時的にカナダ、メキシコへの関税措置をめぐる事態は沈静化したものの、結果的に3月4日の期限到来をもって追加関税措置は発動された。ただし、ここでも先と同様にカナダ、メキシコ両国が報復措置を表明したことを受け、同月6日、米国は追加関税の緩和措置として、第一次トランプ政権下で合意し2020年に発効した3か国間の貿易協定である米国・メキシコ・カナダ協定（以下「USMCA」という。）に定める原産地規則を満たした製品は、例外的に関税対象から除外することを決定した¹⁸。

なお、相互関税については、カナダ、メキシコ両国に対しては前述の追加関税措置が適用されている限りにおいて、相互関税による関税率の上乗せは適用されないこととされている。また、品目別関税においても前述のとおり自動車関税等の措置においてUSMCAに係る例外規定が設けられているなど、カナダ、メキシコについては米国の関税措置における扱いが他国とは異なる点がみられる。

（カナダは米国に対して報復措置を発動するも、その後は一部停止へ）

米国側の各種関税措置に対して、カナダは実際に米国に対する報復措置を実施してきた（第1-1-18表）。3月4日に発動されたフェンタニル関税への報復関税として段階的な措置（表中No.1～2）を発表し、うち第1弾（表中No.1）は発表から即座に発動に至った。なお、米国側がUSMCAに係る特例措置を設けたことから、追加で発動予定とされていた第2弾の報復措置（表中No.2）については発動が見送られ、その後も実際の発動には至らなかった。また、カナダにとって影響の大きい鉄鋼・アルミニウム関税（3月12日発動）及び自動車関税（4月3日発動）に対しても、同様に報復措置（表中No.3～5）がとられてきた¹⁹。

¹⁸ USMCAにおける原産地規則とは、端的に言えば、カナダ、米国、メキシコの3か国内で製造・調達されていることが証明された品目について、3か国間において無関税での取引を可能とする制度。なお、詳細は割愛するが、証明に必要な要件は品目ごとに細かく設定されており、自動車・同部品についてはこの要件がとりわけ厳格に設定されている。

¹⁹ なお、このほかカナダ側の報復措置として、オンタリオ州が米国に供給する電力料金を25%上乗せすることを3月10日に発表したが、これを受けて翌日、トランプ大統領はカナダへの鉄鋼・アルミニウム関税を25%から50%に引き上げる報復措置を発表した。これらの両国の措置は、協議の結果、いずれも発動が見送られることとなった。

第1-1-18表 カナダによる米国への報復措置（概要）

No	概要	発表	発動	停止
1	計300億カナダドル相当の品目へ25%追加関税 (対象品目：飲料品、アルコール類、家電製品、化粧品など)	3月3日	3月4日	9月1日
2	計1,250億カナダドル相当の品目への追加関税		発動せず	
3	計156億カナダドル相当の鉄鋼・アルミ製品へ25%追加関税	3月12日	3月13日	—
4	計142億カナダドル相当の品目へ25%追加関税 (対象品目：工具、コンピュータ・同周辺機器、スポーツ用品など)			9月1日
5	自動車へ25%追加関税 (USMCA準拠の完成車は、カナダ・メキシコ外部分のみ対象)	4月3日	4月9日	—

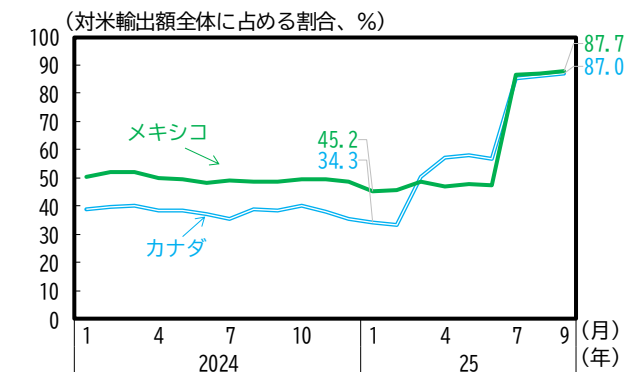
(備考) 各種公表情報により作成。2025年における措置の概要。

No. 5 以外の措置については、USMCAの原産地規則を満たす製品であっても追加関税の対象となる。

トランプ大統領は、こうしたカナダによる報復措置の発動に加えて、カナダが米国への違法薬物の流入防止に対して十分な対策をとっていないことを批判し、7月に書簡であらかじめ通告した上で、8月1日以降追加関税率を35%に引き上げた。

こうして両国の関係の緊張が続く中、カナダ側は米国との貿易関係の再構築を図るべく、8月下旬、一部の報復措置を9月以降停止する旨の声明を発表した。背景として、2026年7月にUSMCAの見直しが予定されているところ、協定の継続に関して3か国間での合意に至らなかった場合の経済的影響を懸念し、米国との関係改善を図ったものと考えられる。また、米国側の追加関税措置にはUSMCAに係る特例措置が設けられたところ、カナダはその後対米輸出におけるUSMCAの適用比率を引き上げており、その比率は2025年1月までの4割程度から7月以降には8割以上に上昇した（第1-1-19図）。こうして米国側の追加関税による影響を実質的に受けにくい構造となっていたこともあり、米国との関係改善に向け、報復措置の一部停止に至ったと考えられる。

第1-1-19図 カナダ及びメキシコの対米輸出額に占めるUSMCA適用比率



(メキシコは具体的な報復措置の発動に至らず、追加関税率は相対的に低い状況)

メキシコもカナダと同様に、3月4日に発動された25%の追加関税措置を受けて、当初は報復措置を講じる姿勢を示していた。他方で、カナダとは異なり、同月6日に定められたUSMCAに係る特例措置を受けて、報復措置の実施を見送ることとした。

その後、米国側はメキシコに対して、カナダと同様に違法薬物の流入問題への対処が不十分と指摘し、追加関税率を30%に引き上げる旨の通告を7月にしていたが、両国間での協議の結果、2026年1月現在に至るまでその発動は一時停止されており、実際に報復措置を発動したカナダとの扱いの差が見受けられる。

(iii) 日本への関税措置をめぐる動向

次に、関税措置をめぐる8月以降も米国との交渉が続いた代表事例として、日米間の主な動向を取り上げ、整理する(第1-1-20表)。自動車産業を国の基幹産業の1つとする日本は、米国との通商協議において自動車関税の引下げを優先課題として交渉を進めたところであった。

第1-1-20表 関税措置をめぐる日米間の主な動向

日付	概要
2025/4/2	米国側が相互関税を発表。(日本: 24%)
4/3	米国側が自動車への追加関税を発動。(25%)
4/7	日米首脳電話会談 →双方において担当閣僚を指名し、関税措置の見直しについて協議を継続する旨、確認。
7/22	日米間で合意。主な内容は以下のとおり。 ○相互関税率の引下げ。(当初24%→15%(既存の関税率を含む)) ○自動車・同部品関税の引下げ。(25%→15%(既存の関税率を含む)) ○半導体・医薬品について、仮に分野別関税が課される場合も日本は他国に劣後する形で扱われない。 ○日米は、日本企業による米国への投資を通じて、経済安全保障上の重要分野等について、日米がともに利益を得られる強靱なサプライチェーンを米国内に構築していくため、緊密に連携。 →日本は、その実現に向け、政府系金融機関が最大5,500億ドル規模の出資・融資・融資保証を提供することを可能に。 など
7/31	米国側が相互関税率の修正を発表。8月7日以降適用。(日本: 24%→15%) ※修正後の関税率15%について、「既存の関税率を含む」旨の記載なし。 ※自動車・同部品関税の引下げは発動されず。
8/6~7	再度日米間で閣僚級協議。日本から米国に対して以下の点を要求。 ○相互関税について、日米合意の内容を改めて確認の上、可及的速やかに、相互関税に関する大統領令を修正する措置を取ること。 ○自動車・同部品の関税を引き下げる大統領令を発出すること。
9/4	トランプ大統領、日本への関税引下げ措置に関する大統領令に署名。 ○相互関税について、追加関税が 既存の関税率を含めて15% に。 (既存の関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる。)(いわゆる「上乗せなし(Non-Stacking)」) (8月7日から遡及して適用。これまでの超過徴収分は払い戻し。) (従量税の取扱いには、EUの製品に対する取扱いと同一に。) ○自動車・同部品関税の引下げ措置を実施。(25%→15%(既存の関税率を含む)) (大統領令が連邦官報に掲載された日から7日以内に、関税表の修正通知が官報に公表されて発動。) ○航空機・同部品(無人機を除く)への追加関税を引下げ。(15%→無税) ○米国において入手不可能な天然資源・ジェネリック医薬品(その原材料及び化学前駆体を含む)を相互関税の適用対象から除外(無税)。 (具体的な対象品目及び適用開始時期については、商務長官が決定。)
9/15	上記の関税引下げ措置について、9月16日から実施される旨、連邦官報で明らかに。
9/16	自動車・同部品の関税引下げ措置などが発動。

(備考) 各種公表情報により作成。

2025年2月以降、日本政府は米国側に対して複数回にわたって関税措置に対する申入れを実施してきたところであったが、結果的に品目別関税及び相互関税の発動に至り、米国による一方的な関税措置の影響が及ぶ事態に陥ることとなった。こうした事態を受けて、4月7日に日米首脳電話会談が行われ、双方において日米交渉の担当閣僚を指名し²⁰、関税措置の見直しについて協議が継続されることとなった。同月8日には、日本は米国の関税措置に関し総合的な対応を図るため「米国の関税措置に関する総合対策本部」を立ち上げ、「関税より投資」との一貫した主張をしながら、米国側に対して一連の関税措置を見直すよう強く申入れを行ってきた。

そして米国との粘り強い交渉の末、7月22日に日米間で合意に至り、相互関税率及び自動車・同部品への追加関税率が引き下げられることになった一方で、日本は米国に対して5,500億ドルの投資等を約束した。ただし、同月31日の大統領令は必ずしも日米合意の内容が適切に反映されたものとはなっておらず、自動車関税の引下げも発動には至らなかった。

米国側の発表内容を受けて、直ちに日本は再度米国側への接触を図り、合意内容について再確認した上で、早急な実施を求め続けた。その結果、7月末の相互関税率の修正から約1か月遅れて、日米合意で取り決められた関税率の引下げを実施する大統領令が定められ、相互関税率については既存の関税率を含めて15%が上限とされることが明文化されたほか、自動車関税の引下げについても9月16日から実施されることになった。このように、米国の関税措置をめぐるのは、7月の米国側との合意以降も、合意されていた関税措置の緩和の実現に至るまでに時間を要するケースが少なくなかった。

(iv) EUへの関税措置をめぐる動向

EUについては、米国の関税措置に対して報復措置の発動を示唆する場面もありながら、2025年4月中旬以降は米国側の対応を踏まえて報復措置の実施を見送りつつ、米国との通商協議が進められた（第1-1-21表）。

2025年7月末の米EU間の合意後も、日本同様、合意内容の実現に向けて米国との交渉は継続され、8月21日には合意内容に関する共同声明を双方が公表し、関税引下げについて条件や時期を明記するなど、合意内容の実施に向けた動きが着実に進められた。そうした中、自動車・同部品関税を引き下げる要件として定められたEU側の米国に対する市場開放に向けた動きが8月末に進められたことも踏まえ、最終的な実現までには期間を要したものの、9月下旬に米国側がEUに対する関税引下げ措置を発表・発動す

²⁰ 日本側は赤澤亮正・経済再生担当大臣（当時）、米国側はベッセント財務長官とグリア通商代表部（USTR）代表が指名され、後にラトニック商務長官も加わる3名体制となった。

るに至った。特に、自動車・同部品関税の引下げについては、共同声明の取り決めに基づき、8月1日に遡及して適用されることとなった。

第1-1-21表 関税措置をめぐる米EU間の主な動向

月日	米国側	EU側	月日
2 10	鉄鋼・アルミニウム関税（25%）が大統領令で発表。 【3月12日発動】	欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長、米国の関税措置に対して相応の報復措置を講じる構えを示す。	2 11
3 12	鉄鋼・アルミニウム関税を発動。	鉄鋼・アルミニウム関税に対する報復措置を発表。 ①米国からの総額260億ユーロ相当の輸入品に追加関税。（※） 【4月1日発動】 ②新たな対抗措置パッケージとして、米国からの総額180億ユーロ相当の輸入品に追加関税。 【4月中旬発動予定】 （※）①の措置は、第一次トランプ政権時に対抗措置として一時発動し、その後2021年以降、一時停止していたもの。	3 12
—	—	①の報復措置の発動を4月中旬まで延期し、②の報復措置と併せて実施する考えを表明。	20
2 4	相互関税を発表。 →EUへの相互関税率は20%に設定。	米国への報復措置を4月15日から発動する旨発表。	9 4
9 9	相互関税の適用を90日間一時停止する旨発表。 【7月9日まで】	米国への報復措置を90日間延期する旨発表。 【7月14日まで】	10 4
7 7	相互関税の適用一時停止措置を【8月1日まで】延長する旨発表。	米国への報復措置を【8月初旬まで】延期する旨発表。	12 7
7 27	米EU通商協議 合意 (関税引下げ等について大筋合意)		27 7
31 31	相互関税率の修正を発表。 →EUは15%（既存の関税率を含む）にまで引下げ。 【8月7日～適用】	米国への報復措置の発動延期を継続する旨発表。	5 31
8 21	米EU共同声明 発表 (主な合意内容は以下のとおり)		21 8
—	・EU側が共同声明の実施に向け、 関連法案を正式に提出した場合、 自動車・同部品関税を15%以内に引き下げ。 【法案提出月の1日から発動予定】 ・特定のEU原産品（コルクなど米国で入手困難な資源、航空機・同部品、ジェネリック医薬品・同原料）を追加関税の対象から除外。【9月1日～適用】 ・EU産の医薬品、半導体、木材に対しては、関税率を合計15%以内に。（既存の関税率を含む） ・EUへの鉄鋼・アルミニウム関税について、関税割当の設定を検討。	・米国製工業製品への関税を撤廃し、 米国産農水産品に対する特惠市場アクセスを提供。 ・対米投資の拡大（6,000億ドル相当）。 ・米国産品の購入（エネルギー製品、半導体など）。	—
—	—	欧州委員会、米国との共同声明の実施に向け、米国製工業製品に対する関税を撤廃するとともに、米国産農水産品に対する特惠市場アクセスを認める法案を発表。	28
9 24	EU製の自動車などへの関税引下げ措置の発動を発表。 (自動車・同部品) …25%→15%（既存の関税率含む） 【8月1日に遡って適用】 (特定のEU原産品（※共同声明参照）) …追加関税の対象から除外。 【9月1日に遡って適用】	—	9 —

（備考）各種公表情報等により作成。2025年の主な動向。

（v）韓国への関税措置をめぐる動向

韓国についても日本、EUと同様に、対米輸出に占める自動車の割合が高いことから、米国との通商協議においては、自動車関税の引下げが1つの争点となっていた。他方で、日本、EUと比べて、大筋合意から実際の関税引下げに至るまでに時間を要した結果、韓国自動車産業は相対的に不利な状況に長く置かれることとなった。

これまでの国・地域と同様に、韓国も7月末に関税率の引下げについて米国との間で大筋合意に至ったところであった。8月からの相互関税は当初予定されていた25%から

15%に引き下げられたものの、その後自動車関税引下げの実現に至るまでにはおよそ3か月の期間を要した（第1-1-22表）。争点となったのは、韓国側が行う対米投資の具体的な実施方法であった。他国と同様、韓国は関税率引下げの見返りの一環として、総額約3,500億ドル（約52兆円、2024年における韓国のGDPの約19%に相当。）の対米投資を行うことで合意がなされていたが、うち造船業分野を除く2,000億ドル分の投資について、米国側は現金による直接投資を望む一方、韓国側は短期間で巨額のドル調達を行うことによる外国為替市場への影響を懸念したことから、両国間で折り合いが付かない状況が続いた。

こうして両国間での協議が続く中、10月末に開かれた米韓首脳会談において、2,000億ドルの対米投資については現金投資により実施することとした上で、外国為替市場への影響に配慮しその年間投資上限を200億ドルとすることで合意し、自動車関税の引下げ等関税措置の緩和に向けて前進することとなった。その後、11月13日に合意に係る両国の共同ファクトシートが公表され、11月末には韓国側が対米投資に向けた具体的な準備を進めたことも受けて、米国は12月4日、韓国に対する関税率引下げの実施を発表し、自動車関税は11月1日から遡及適用される形で15%（既存の関税率を含む）に引き下げ

第1-1-22表 関税措置をめぐる米韓間の主な動向

日付	概要
2025/4/2	米国側が相互関税を発表。（韓国：25%）
4/3	米国側が自動車への追加関税を発動。（25%）
7/30	米韓首脳、SNSで通商協議の合意を発表。主な内容は以下のとおり。 ○相互関税率の引下げ。（25%→15%） ○自動車・同部品関税の引下げ。（25%→15%） ○今後半導体・医薬品への品目別関税が発動された場合、韓国は他国よりも不利な扱いを受けない。 ●韓国は米国産品に対して関税を課さない。 ●韓国は米国に対して計3,500億ドル相当の投資を行う。 （うち1,500億ドルは造船業分野の協力に充当。残り2,000億ドルは半導体などその他の分野で投資。） （対米投資をめぐって、韓国側は、その形式について「ファンド」の造成によるものと表明していた。）
7/31	米国側が相互関税率の修正を発表。8月7日～適用。（韓国：20%→15%）
8/25	米韓首脳会談（共同文書等の発表はなし）
9/25	トランプ大統領、韓国の対米投資について「韓国は3,500億ドルを前払いで米国に投資する」と言及。
9/27	韓国側が米国に対して反論。「3,500億ドルを現金で支払うことはできない」と言及。
10/29	米韓首脳会談において、対米投資をめぐる内容などの協議事項について、両国間での合意に至る。 →争点となっていた対米投資3,500億ドルの実施方法については、以下で合意。 ・造船業以外の分野（2,000億ドル） …現金投資により実施。ただし、外国為替市場の負担軽減のため、年間投資上限を200億ドルとする。 ・造船業分野（1,500億ドル） …投資のほか、保証も含める。
11/13	米韓、共同ファクトシート及び韓米戦略的投資に関する覚書（MOU）を発表。
11/26	韓国側で、米国との合意に基づく対米投資の実現に向け、特別基金の設立法案が提出される。
12/4	米国側、韓国に対する関税引下げ措置を発表。 ○相互関税率15%について、 既存の関税率を含むものとする （11月14日から遡及して適用）。 ○自動車・同部品及び木材・同派生品への追加関税率を15%（ 既存の関税率を含む ）に引き下げ。 …適用時期：〈自動車・同部品〉11月1日～（遡及）。〈木材・同派生品〉11月14日～（遡及）。 ○航空機・同部品（無人機を除く）を 追加関税の対象から除外 （11月14日から遡及して適用）。

（備考）各種公表情報等により作成。

られた。また、相互関税についても、11月14日に遡及して日本、EUと同様に関税率が既存分を含めて15%となるよう緩和された。いずれにせよ、交渉の長期化により、韓国は日本、EUと比較して自動車産業等の分野において関税の影響を相対的に強く受ける状況が続いた²¹。

(vi) その他の主な国別の関税措置（ブラジル、インド）

このほか、ブラジルとインドに対してもIEEPAを根拠とする国別の関税措置がそれぞれ課され、両国への追加関税率は他国と比べて高いものとなった。

ブラジルに対しては、ブラジル当局による米国のオンラインプラットフォームへの検閲や最高裁判事による司法権の濫用等が米国の安全保障上の脅威に当たるとして²²、2025年8月6日から40%の追加関税を発動した。この関税措置は相互関税に上乘せとなるが（追加関税率計50%）、民間航空機・同部品や銑鉄、アルミナといった相互関税よりも広範な適用除外品目が設定された。

インドに対しては、インドがロシア産の原油を購入していることが米国の安全保障上の脅威に当たるとの判断により、8月27日から新たに25%の追加関税を課すこととされた。2022年に始まったロシアによるウクライナ侵略に対する制裁として、米国はロシアからの原油等の輸入を禁止してきたが、インドがロシア産原油の購入を継続していることでロシアが侵略を継続するための資金を獲得していると判断し、追加関税を賦課することでインドによるロシア産原油の輸入を停止させる狙いであった。なお、本関税措置についても相互関税に上乘せされ（追加関税率計50%）、対象品目も相互関税と同様の扱いとされたが、結果としてインドから米国へ輸出される主要品目である医薬品やスマートフォンは相互関税及び本関税措置の適用除外となっている。

なお、2026年2月2日に米印首脳間で電話会談が実施されたところ、インド側がロシア産原油の輸入を停止し米国産若しくはベネズエラ産の原油購入を増やすことに合意した。これを受けて米国側はインドへの25%の追加関税措置を撤廃し、相互関税率についても25%から18%にまで引き下げること合意した（追加関税率は計50%から18%にまで低下。）。

²¹ なお、2026年1月26日、トランプ大統領は韓国への相互関税率及び自動車等への追加関税率を15%から25%に引き上げる旨、自身のSNSで表明した。米韓の合意内容について、韓国国会が承認せず、履行が滞っていることを非難している。

²² トランプ大統領は自身と親交が深いボルソナロ前大統領が現政権で刑事訴追されたことが、米国企業の利益や米国人の表現の自由を侵害しているとも主張している。

4. その他特例措置等

ここからは、原則として各国・地域一律で定められている米国の関税措置の主な特例規定として、追加関税の累積停止措置及び関税措置の対象外品目について整理する。

(関税措置が大幅に累積する品目も生じたことから、累積停止の適用も)

ここまでみてきたとおり、第二次トランプ政権は、国・地域別及び品目別に様々な関税措置を課しているところであるが、こうした各種措置の発動により、複数の関税措置が上乗せで課されることで追加関税率が更に高く設定される品目もあった。例えば、自動車部品について言えば、鉄鋼・アルミニウム製品であればそれに係る追加関税（現在は50%）が課される上に、別途自動車部品に係る追加関税（同25%）も規定されていることから、これらが累積することにより対米輸出への影響が相当大きくなるおそれがあった。

こうした事態に対して、米国側は本来の政策目標を達成するために必要な程度を超えているとの判断を下し、2025年4月29日、追加関税の累積停止についての大統領令を定めた²³。これにより、

- ① 自動車・同部品関税
- ② カナダ、メキシコへの追加関税
- ③ 鉄鋼・アルミニウム関税

の関税措置の重複が回避されるよう整備され、重複があった場合には①～③の順に優先して適用されることとなった²⁴。その後も、新たな関税措置が相次いで適用されたが、基本的には同種の事態に陥ることのないよう整備されている²⁵。いずれにせよ、こうした措置も含めて、第二次トランプ政権による通商政策は複雑化したといえる。

(相互関税の対象外とされた一部品目については、通商政策の直接的な影響を受けず)

第二次トランプ政権では、全ての貿易相手国を対象とする広範な相互関税措置が講じられたわけだが、例外措置として、将来的に品目別関税が課される可能性のある品目のほか、米国内産業へのサプライチェーン上の影響が及ばないように米国内では入手不可能な資源等については相互関税の対象外とされている。具体的には、2025年4月当初から、

²³ 追加関税の累積停止措置（2025年4月29日決定）は、カナダ、メキシコへの追加関税が発動された3月4日に遡って適用されることとなった。なお、それまで企業が支払っていた関税のうち超過分については、還付請求が可能となった。

²⁴ ただし、鉄鋼関税及びアルミニウム関税のいずれにも該当する品目については、両関税措置の累積が継続された。

²⁵ 例えば、中型・大型トラック・同部品への追加関税（2025年11月1日適用）についても、他の品目別関税との重複が生じないよう、大統領令に定められている。他方で、銅の半製品・同派生品への追加関税についてはカナダ、メキシコへの追加関税と累積することになっているなど、必ずしも全ての関税措置について累積が停止されているわけではない点には留意されたい。

医薬品、半導体²⁶、原油等については対象外とされており、その後スマートフォン、パソコン、半導体製造装置といった半導体関連製品も対象外品目に含められ、米国の輸入総額のうちおよそ3割程度を占める品目が関税措置による影響を受けない構造となった（第1-1-23図）。

対象外品目は4月当初以降、複数回にわたる修正を経て増減している。9月には特定の水酸化アルミニウム、樹脂、シリコン製品等が対象外品目から削除された一方で、金関連製品²⁷や特定の重要鉱物・医薬品等が追加された²⁸。また、11月には相互関税をめぐる交渉の著しい進展及び特定の製品に対する国内での需要動向・生産能力等に鑑みたくて、米国では生産されていない品目を中心に特定の農産品が相互関税の対象外品目に追加された。実際、追加された代表的な対象外品目としてコーヒー及び牛肉の米国内における物価動向をみると、そもそも供給量が減少基調にあった中で関税措置がとられたこともあり、2025年以降、いずれも価格の上昇ペースが加速していた（第1-1-24図）。こうした動向への対応策として追加関税の対象外品目を拡大することで、関税措置を通じた米国内への影響の緩和を図る動きもみられてきた。

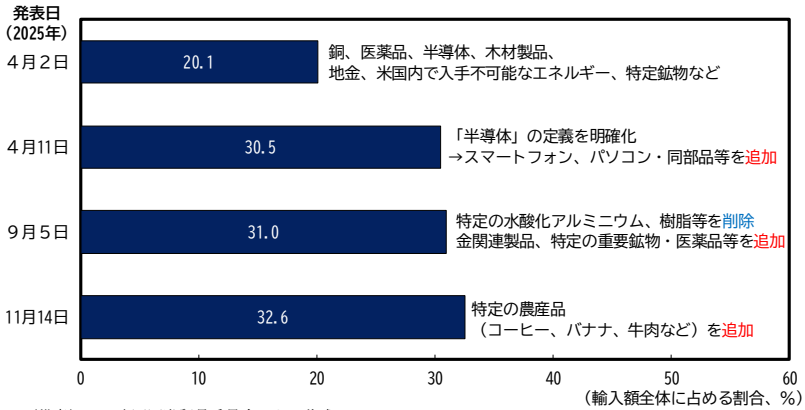
このように、第二次トランプ政権による広範な関税措置はあらゆる輸入品目に及んでいたわけではなく、こうした関税措置の対象外品目を主要な輸出品とする国・地域（例えば、先端半導体を主要輸出品とする台湾等）にとっては、米国の通商政策による世界的な経済変動の影響は受けるものの、関税による直接的な影響は相対的に限定的であった。

²⁶ 前述のとおり、半導体については、特定の仕様を満たす一部品目に限り2026年1月15日以降25%の追加関税が課されることとなったが（前掲第1-1-12表）、その対象範囲は限定的と考えられることから、当面の間は引き続き相互関税の適用除外措置による影響が広く及ぶと考えられる。

²⁷ 金関連製品が相互関税の対象外品目に追加された主な経緯を振り返ると、2025年8月7日、米国が金地金を関税の対象とする旨の報道が流れたことで市場において金買いが進み、金の先物価格が一時は過去最高値を更新する動きまでみられたところ、これに対して即座に米政権は金地金への関税を免除する方針を近日中に示す旨発表し、またトランプ大統領も自身のSNSで金には関税を課さない旨を表明していた。

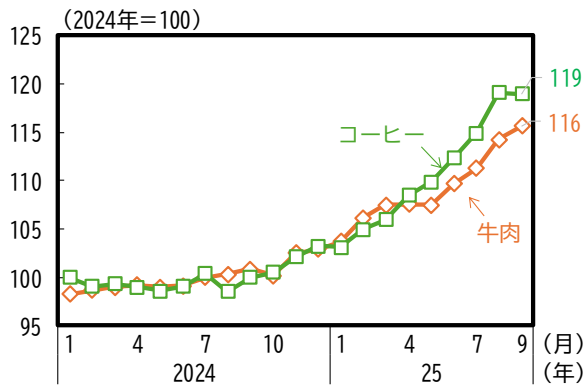
²⁸ このほか、各国・地域との通商協議の合意に基づいて相互関税を免除する可能性のある品目リストが別途公表された。この中には、航空機・同部品や医薬用途に用いられる品目等が含まれている。

第1-1-23図 相互関税対象外品目の変遷



(備考) 1. 米国国際貿易委員会により作成。
 2. 米国が発表した相互関税の適用除外品目リストにおけるHTSコードを用いて、指定された対象品目が米国における輸入総額(2024年)に占める割合を集計。

第1-1-24図 相互関税の対象外品目に追加された主な農産品の消費者物価



(備考) 米国労働省により作成。季節調整値。

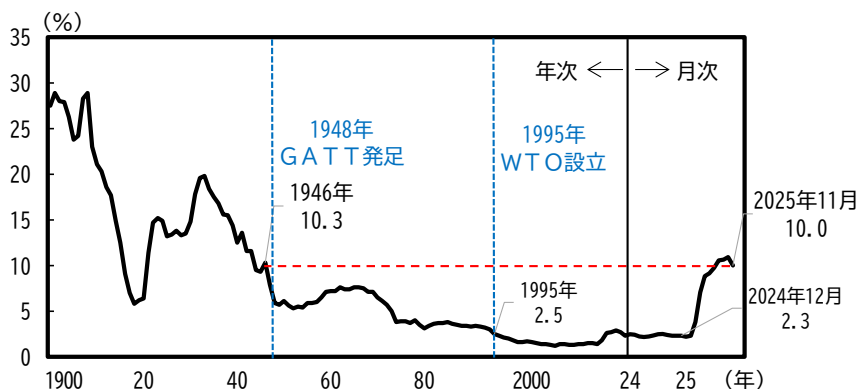
5. 小括

本節では、米国の通商政策の動向を整理してきたが、その内容は多岐にわたるとともに、非常に複雑化してきた。こうした動向を、これまでの関税率等の推移とともに改めて総括する。

(米国の実効関税率は大幅に上昇し、GATT発足前の水準に回帰)

これまでみてきたように、第二次トランプ政権の関税措置は多岐にわたっているが、それらを総合的にみるため、米国が輸入全体に対して課している実効関税率の動向を確認する。バイデン政権下の2024年から第二次トランプ政権発足直後の2025年初頭にかけては、米国の実効関税率は2%台前半で安定的に推移してきた。その後、中国、カナダ、メキシコへの関税措置が本格化した3月頃から明確に上昇し始め、相互関税や自動車関税が導入され、米中間で相互に100%を超えるまで関税が引き上げられた5月には8.8%まで急激に上昇した。その後も関税率の引上げや対象品目の拡大が続いたが、米中間の関税が引き下げられたこともあり、実効関税率の上昇ペースは緩やかとなり、11月時点では10.0%となっている。それでも、一連の関税措置が導入される以前のバイデン政権末期の水準と比較すると4倍強という大幅な上昇となっており、歴史的にみれば第二次世界大戦の無視できない要因が関税や輸入制限による保護主義・ブロック経済化にあったとの反省の下、その後の世界的な貿易自由化の推進力となったGATT発足前の1946年頃と同程度の水準まで後戻りすることとなった（第1-1-25図）。

第1-1-25図 米国の実効関税率



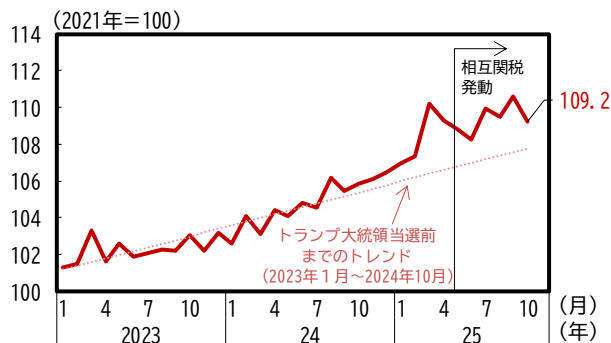
(備考) IMF (2025)、米国国際貿易委員会により作成。

2024年以降の実効関税率は、月別の算出関税額 (Calculated Duties) を輸入額 (Customs Value) で除して算出。

(米国が広範な関税措置を講じるも、世界全体の財貿易量の縮小は現時点で確認されず)

このように、第二次トランプ政権の広範な関税措置により、米国の実効関税率は大幅に上昇したが、一般論で言えば、関税率の上昇は財貿易に抑制的な効果を持つと考えられる。ここで世界全体の財貿易量の動向を概観すると、特に米国の相互関税等の発表前後である2025年3月以降、各国の駆け込み輸出及びそのはく落による変動がみられたものの、夏以降に財貿易量は再び増加基調に復している(第1-1-26図)。したがって、少なくとも現時点においては、米国の広範な関税措置によって世界の財貿易量が縮小するような状況とはなっていない。足下にかけても財貿易量が堅調に増加している要因については、次節以降で詳しくみていく。

第1-1-26図 世界全体の財貿易量



(備考) オランダ経済政策分析局により作成。実質、季節調整値。

(通商政策をめぐる動向を背景に、先行きの政策不確実性は非常に高まった)

米国の通商政策をめぐることは、各国が米国との合意に達し事態が落ち着くまでの間、高関税が課される懸念が拭われなかったこと等から、経済政策に対する不確実性は非常に高まっていた。その動向を、米国の大学教授らが開発・公表している経済政策不確実性指数でみると、2025年の急騰は感染症拡大期を始めとする過去の経済ショックと比較しても突出していることが分かる(第1-1-27図(1))。さらに、貿易政策に関する指数をみると、相互関税が発動されたほか米中間での通商関係が非常に悪化していた2025年4月に過去最高水準に至るまで急騰しており、その水準はかつて米中貿易摩擦が激化した2019年8月のピークの約4倍に達したほどである(第1-1-27図(2))。その後、ピーク時からは低下したものの、2024年対比でみると依然として通商政策をめぐる不確実性は高い状況が続いてきたといえる。

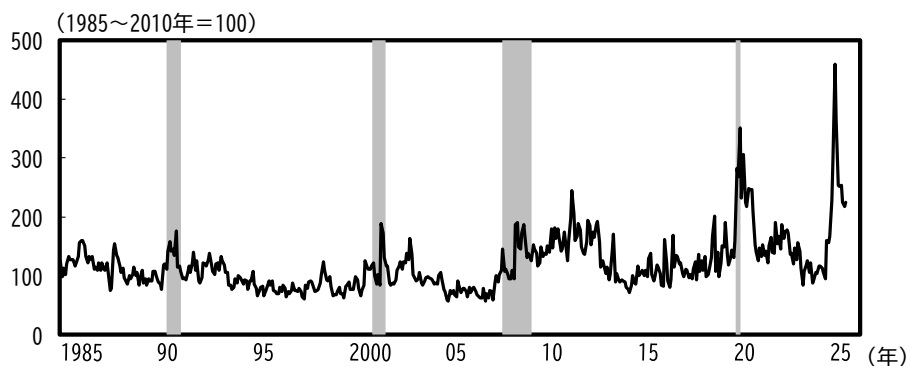
また、米国の通商政策をめぐる足下での新たな動向として、2026年以降、トランプ大統領は自身のSNSで、イラン情勢をめぐる同国と貿易関係のある国に対して25%の追加

関税を課す意向を表明したほか、グリーンランドの取得をめぐる欧州8か国²⁹に対して10%の追加関税を課す意向を表明した後、数日後にはその発動の見送りを表明するといった動きがみられた。依然として米国の通商政策に伴う不透明感は続いており、今後とも関連の動向には注視していく必要がある。

このように不確実性を多分に伴いつつ広範に及んだ米国の通商政策が世界経済にどのような影響を及ぼしたのか、次節以降、主要国・地域別に詳述することとする。

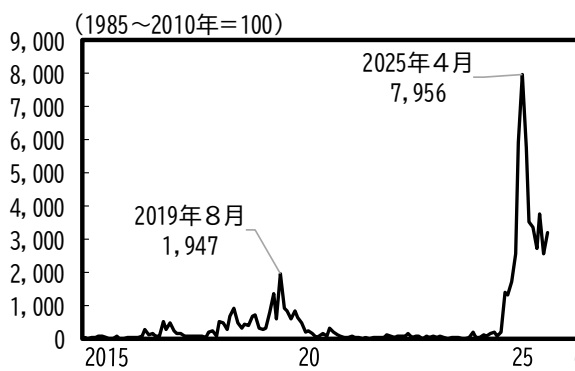
第1-1-27図 経済政策不確実性指数

(1) 総合

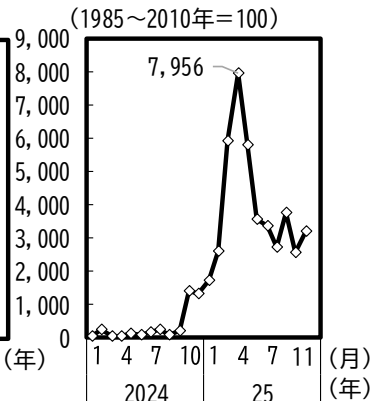


(2) うち貿易政策

①2015年以降



②2024年以降



- (備考) 1. Economic Policy Uncertainty Index (Baker, Bloom and Davis)、NBERにより作成。
 2. 米国主要新聞10紙 (WSJ, NY Times等) の記事を対象に、「Economy」「Uncertainty」及び政策に関連する用語 (Congress, White house, FRB等) が同時に出現する頻度を指数化したもの。
 (2) は、「Import Tariffs」等の貿易政策に関連する用語が同時に掲載された頻度を指数化。
 3. (1) について、シャドー部分は景気後退期。

²⁹ デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フランス、ドイツ、英国、オランダ、フィンランドの計8か国。

コラム 1 IEEPAに基づく関税措置をめぐる米国内での裁判の動向

本節では、米国の通商政策の概況について整理してきたが、各種関税措置のうちIEEPAに基づく措置（相互関税等）については、その合法性ないし合憲性をめぐって2025年4月以降裁判所で係争中となっている。既に下級審においては違法判決が下されており、11月からは連邦最高裁で審理が開始された。本裁判の動向如何によっては、例えば一部の関税措置が過去に遡及して無効となりそれまで徴収された関税額の払い戻しも生じ得るなど、実体経済にも相当な影響が及ぶことが想定される。本コラムでは、こうした関税措置をめぐる裁判の動向についてフォローする。

まずは提訴に至るまでの主な経緯を振り返る。第二次トランプ政権では大統領令によって複数の関税措置をこれまで発動してきたところであったが、本来、憲法の規定上、関税を課す権限は連邦議会に属している³⁰。ただし、貿易相手国による不公平な慣行への対処等、特定の場合に限り関税を課す権限を大統領に委任する法律が複数制定されており、これらを根拠として大統領による関税措置の発動が決定されてきた。今般の関税訴訟の対象となったのは、第二次トランプ政権が発動してきた関税措置のうち、2025年2～4月にかけて実施された相互関税を含むIEEPAに基づく措置となっている（表1）。IEEPAは他の根拠法と異なり条文上「関税を課すこと」が大統領に付与される権限として明記されておらず、IEEPAに基づく追加関税の発動は前例のない措置であったところ、4月に米国の12州³¹等が当該措置の違法性を主張し米国国際貿易裁判所（CIT）に提訴するに至った。

表 1 第二次トランプ政権による関税措置とその根拠法

No	根拠法	大統領等に付与される権限	発動された主な措置	発動開始月 (2025年)
1	国際緊急経済権限法 (IEEPA)	「米国の安全保障、外交政策、または経済に対する、その全部または実質的な部分が米国外に起因する、異常かつ重大な脅威」に対処するための権限（輸出入を含む貿易の制限など） ※「関税引上げ」の権限に関する直接的な記載は条文上にはない。	フェンタニル関税 (中国、カナダ、メキシコ)	2・3月
			相互関税	4月
			インド、ブラジルへの追加関税	8月
2	通商拡大法232条	関税引上げ等、特定製品の輸入に対する規制を課す権限	品目別関税	(3月以降順次)

(備考) 各種公表情報により作成。

³⁰ 米国憲法第1条第8節 “The Congress shall have Power To lay and collect Taxes, Duties, Imposts and Excises, to pay the Debts and provide for the common Defence and general Welfare of the United States”

³¹ オレゴン州、アリゾナ州、ニューヨーク州、コロラド州、コネチカット州、デラウェア州、イリノイ州、メイン州、ミネソタ州、ネバダ州、ニューメキシコ州、バーモント州の12州。4月16日にカリフォルニア州も同様の内容で提訴している。また、同月に玩具会社（5社）も同様の内容で提訴した。

次に審理の状況について整理する（図2）。第一審では「IEEPAが、世界中のほぼ全ての国からの輸入に対し無制限に関税を課す権限を大統領に委任しているか否か。」が最大の争点となったが、判決では「IEEPAが大統領に無制限に関税を課す権限を付与しているとは解釈できず、同法に基づき課された関税は無効である。」として、原告の主張を認め違法と判断された。続く連邦巡回区控訴裁判所での第二審においても争点は同様であり、8月29日の二審判決では判事11名中7名が第一審での判決を支持した。そして審理は連邦最高裁判所に移ったところ、緊急性の高い案件と判断されたことから審理が迅速に進められるよう取り扱われ、11月5日には口頭弁論が行われるに至った³²。主要な論点は以下の3点となっている。

- ① IEEPAが認める「貿易の制限」に「関税の発動」が含まれるか。
- ② IEEPAを根拠とした関税は議会が権限を持つ「税金」と大統領に裁量がある「外交政策」の手段のいずれに該当するのか。
- ③ IEEPAを根拠とした関税の発動が「重要問題法理（Major Questions Doctrine）」に抵触するか。

①については、下級審と同様の争点であり、下級審ではこれを否定する判決が下されていた。②については、今般の措置を実施する権限は本来議会に属するのか大統領に属するのかを争点とするものとなっている。前者に当たれば今般の関税措置は違憲となる。そして③について、「重要問題法理」とは、行政機関が「経済的・政治的に重大な意義」を持つ問題を決定しようとする際、「明確な議会の承認」が必要であるとする米国の法理³³であるが、今般のIEEPAに基づく一連の措置がこれに抵触しないか否かを争点とするものである。実際、バイデン前政権が大統領令で実施を決定した学生ローン免除措置についても、当該法理に準じていないことから最高裁において大統領権限が否定された事例もあった。

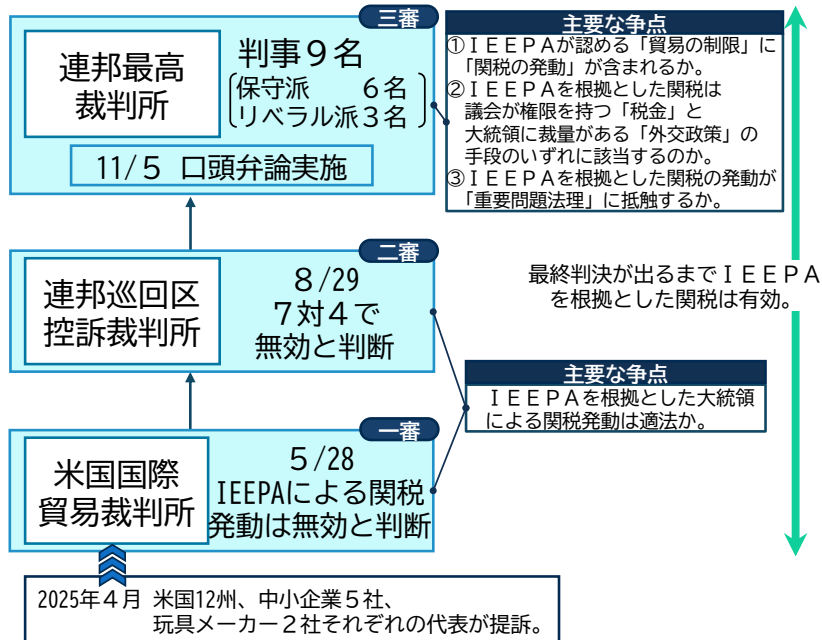
これらの争点をめぐって口頭弁論が実施されたわけだが、最高裁の判事からはおおむねIEEPAに基づく関税措置への厳しい態度が示された。また、現在の最高裁判事は保守派6名とリベラル派3名の計9名と保守派優位で構成されているが、実際の審理に当たってはその主義・思想を問わず政権に対する厳しい追及が続いた。

本稿執筆時点の2026年1月現在においてまだ判決は示されていない。

³² 通例として、最高裁では上訴受理から判決に至るまで1年程度要するケースもあるところ、今回の事案については政権側が最高裁に対して、仮に違憲判決が確定すると納税者への巨額の還付金が発生することや貿易交渉に支障を来すこと等を理由に掲げた上で、迅速審理を要請していた。

³³ 法律の曖昧な文言から行政が広範な権限を導き出すことを制限し、国家的な重要事項の決定権は国民の代表である議会にあるべきだという考えに基づいている。

図2 IEEPAに基づく関税措置をめぐる裁判の審理状況（概要）

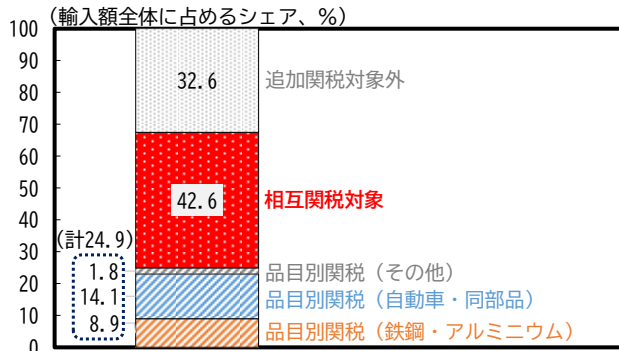


(備考) 米国連邦裁判所、各種報道により作成。

こうして最高裁判決が待たれる状況が続いているが、仮に最高裁でIEEPAを根拠とした関税措置が無効と判断された場合、その経済的影響は相当なものになることが予想される。以下では、無効判決が出された場合に想定される影響について整理する。

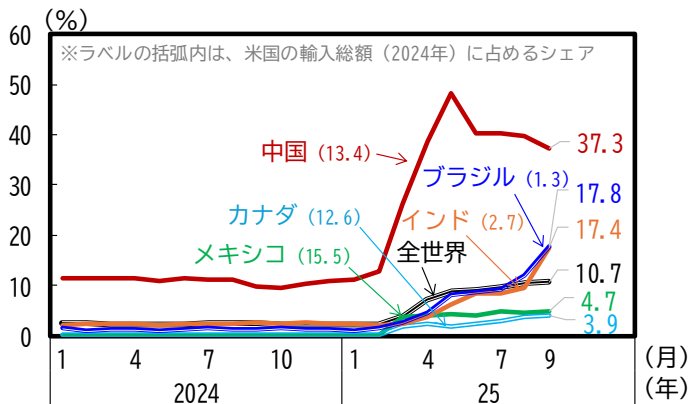
IEEPAに基づく関税措置が無効となった場合、表1でも示したとおり、これまでの第二次トランプ政権による関税措置のうち、相互関税及びフェンタニル関税等の措置が無効となることが想定される。このうち相互関税について言えば、米国の輸入総額に占める対象品目の割合は概算で4割程度となっており、その割合は既に発動済となっている主な品目別関税の対象範囲よりも広範なものとなっている(図3)。また、主要国別に言えば、特にIEEPAに基づく関税措置が重複することで高関税が課されていた中国については実効関税率の上昇が他国と比べて著しかったところ、無効判決が仮に出された場合には、これが相当程度低下することが見込まれる。なお、カナダ、メキシコもIEEPAに基づきフェンタニル関税が課せられた米国の主要貿易相手国ではあるが、前述のとおりこれら両国に対してはUSMCAに係る特例措置が設けられていたことから、追加関税以降の実効関税率の上昇は限定的であった(図4)。

図3 米国の輸入全体に占める各種関税措置の対象品目割合（2024年）



- (備考) 1. 米国国際貿易委員会により作成。
 2. 各種品目別関税の対象品目及び相互関税対象外品目のHTSコードを用いて集計した概算値。
 3. 品目別関税 (その他) は、銅、中型・大型トラック、バス、木材に係る品目別関税の合計値。
 4. 四捨五入による単位の繰上げにより、内訳の数値の合計と合計欄の数値は必ずしも一致していない。

図4 IEEPAに基づき国別の関税措置が発動された国の実効関税率



- (備考) 1. 米国国際貿易委員会により作成。
 2. 月別の算出関税額 (Calculated Duties) を輸入額 (Customs Value) で除して算出。

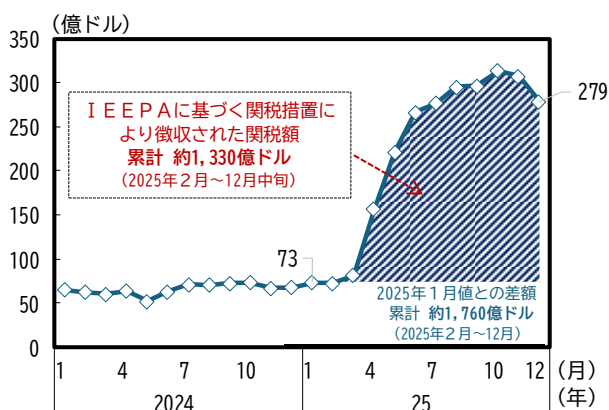
このように広範に及んでいたIEEPAに基づく関税措置が無効となった場合、これまで徴収されていた多額の関税の還付が、関税支払い義務のある米国輸入企業を中心に生じることが想定される³⁴。米国財務省の公表データによれば、2025年以降、第二次トランプ政権の追加関税措置による関税収入の増加分は累計で既に約1,760億ドル程度と見込まれる。これに対して、別途米国税関・国境取締局から公表されているIEEPAに基づく措置による関税収入額は、2025年12月中旬までの累計で約1,330億ドル程度となってい

³⁴ IEEPA を根拠とした関税措置が最高裁判決で無効となった場合に備え、既に日本企業を含めた計 1,000 社以上の企業が、最高裁で無効判決が出た場合これまで徴収された関税を還付することが保証されるか否かを明確にすることを目的として、トランプ政権に対する訴訟を起こす動きがみられている。

る³⁵（図5）。これらのデータを比較すると、これまでの追加関税措置による関税収入の増収分のうち大部分がIEEPAに基づく措置に由来すると考えられることから、仮に最高裁での無効判決が出た場合、米国政府はこれまで追加関税により得られた関税収入の大部分を米国輸入企業に還付する必要に迫られる可能性がある。還付される企業にとってはキャッシュフローの大幅な増加であり、その影響を財政収支の面からみると、仮にIEEPAに基づく関税措置が無効になった場合、そうでなかった場合と比較して2025～2035年度の財政赤字縮小額（累計）が約3分の1にまで減少すると米国民間機関の推計もある（図6）。

関税措置に関する最高裁判決については、今後の経済的影響も含め、その内容と政府の対応を注視していく必要がある。また、仮に最高裁で無効判決が出された場合であっても、他の根拠法に基づく代替的な新たな関税措置を発動するリスクも指摘されており、関連の動向を含めた注視が必要である³⁶。

図5 米国の関税収入

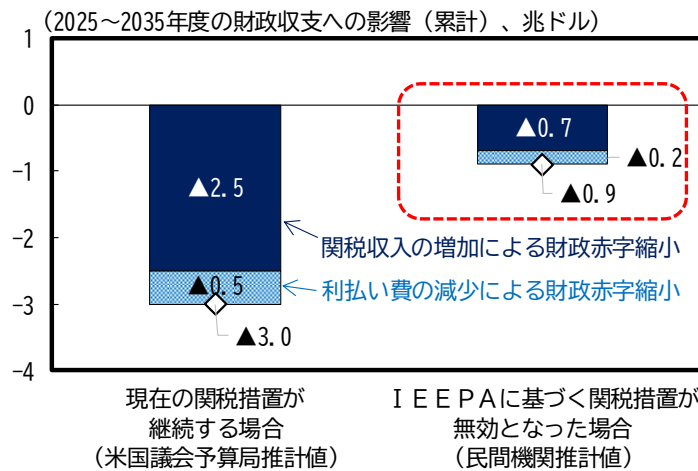


- （備考） 1. 米国財務省、米国税関・国境取締局により作成。
 2. 折線は米国財務省公表値。IEEPAに基づく徴収額のほか、232条に基づく徴収額などを含む。
 3. IEEPAに基づく関税措置による徴収額は、米国税関・国境取締局公表値（2025年12月14日時点）。

³⁵ 米国議会予算局の推計（2025年6月4日時点）に基づく、関税収入の増加によって2035年度までの間に計2.5兆ドル（単純平均で月額約190億ドル）の財政赤字縮小が見込まれていた。実績では月額約230億ドル分関税収入が増加しており（各月の値と2025年1月値との差。2025年8月以降の平均。）、当初の想定どおりの関税収入を得ていることが確認できる。

³⁶ 大統領に関税措置を講じる権限を付与する他の根拠法として、例えば、巨額かつ重大な国際収支赤字への対処を理由に150日間を限度として最大15%の関税賦課を可能とする「1974年通商法122条」等が挙げられる。

図6 IEPPAに基づく関税措置が無効となった場合の財政収支への影響



- (備考) 1. 米国議会予算局、責任ある連邦予算委員会 (CRFB) により作成。
 2. 米国議会予算局推計値は、2025年11月15日時点。
 それまでの関税政策の変更点 (中国への関税引下げなど) も織り込まれた値となっている。
 3. 民間機関推計値については、CRFBが比較考量のために算出した概算値。